

# 第1章 中 国

透明性、統一的行政、司法審査
(1) 透明性
(2) 統一的行政
(3) 司法審査
輸出制限措置······20
(1) 輸出税を賦課する措置20
(2) 原材料に対する輸出制限措置22
貿易権(貿易に関する許可制度)23
関 税·······24
(1) 関税構造
(2) 写真用ロールフィルム等に対する関税の譲許税率違反26
アンチ・ダンピング(AD)措置・相殺措置27
[実施状況]
(1) AD 措置及び相殺措置に関する国内法制 ······27
(2) AD 措置の運用 ·······27
[個別措置]
(1) 日本製クロロプレンゴムに対する AD 措置・事情変更レビュー29
(2) 日本製ステンレス継目無鋼管に対する AD 措置 ······30
(3) 日本製レゾルシンに対する AD 措置31
(4) AD 協定不整合なサンプリング調査の実施
(日本製光ファイバー母材及び日本製アクリル繊維に対する AD 措置)32
補助金33
<b>セーフガード34</b>
セーフガード措置条例34
貿易関連投資措置35
基準・認証制度41
(1) 中国強制認証制度 (CCC 制度) ·······41
(2) 中国銀行業 IT 機器セキュリティ規制42

(3) 中国サイバーセキュリティ法案43
(4) 電子情報製品汚染予防管理方法44
(5) 化粧品新原料規制45
(6) 化粧品ラベル規制46
(7) 化学物質規制47
サービス貿易47
(1) 流通48
(2) 建設、建築・エンジニアリング49
(3) 電気通信
(4) 金融······52
知的財産
(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題57
(2) 冒認商標問題
(3) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制62
政府調達

## 透明性、統一的行政、司法審查

## [加盟に伴う約束]

中国は、措置の内容の合理性、客観性、公平性 の確保を規定した GATT 第10条及び GATS 第 6条等の規定に基づく義務を負うことになるとと もに、加盟議定書等において、① WTO 協定が中 国の関税地域全体に適用されること、②中央政府 のみならず地方政府においても WTO 上の義務を 遵守すること、③モノ・サービスの貿易、TRIPS 又は外国為替管理に関係する法令や措置を統一 的、公平かつ合理的に適用・運用すること、④ かかる法令や措置のうち、公表され、かつ他の WTO 加盟国が容易に入手可能なもののみが実施 されること、⑤貿易に影響を及ぼすすべての行政 行為について、行政府から独立した司法機関によ る審査の対象とすること等を具体的に約束した。 また、⑥貿易関連制度の不統一な適用があった場 合についての苦情申立てメカニズム、透明性確保 のための公式定期刊行物の発行・照会所の設置等 も約束している。

## [実施状況・問題点]

## (1) 透明性

#### <実施状況>

中国では、従来公表されない法令も多く、公表されているものについても、特に地方レベルの規則は入手が困難なことがあった。また、公布から施行までの期間が短く、企業が新しい制度に対応する準備の時間が十分にとれないことも多かった。

近年では、官報やインターネットを通じた法令公表の積極化、商務部世貿組織通報諮詢局(世界貿易機関通報照会局)の設置、法令公布前に意見聴取期間設定及び公聴会開催を認める条例の発布等、透明性向上に向けた努力を払っており、一定の改善が見られる。

立法面では、2008年5月に『政府情報公開条例

(国務院)』が実施され、同条例によると、行政機関の組織設置、職能、事務プロセス等を含め一定の情報を公報や政府ウェブサイトなど公衆が知りやすい形で公開すべきと規定しており、一部の中央官庁や地方政府(省、市)が予算情報を公開するようになった。また、「政府公開条例(国務院)」については、2013年及び2014年に中国政法大学法治政府研究院等の主催で「政府公開条例改訂研究会」が実施され、これまでに改定の議論が継続的に行われており、国務院でも改訂作業が進んでいるものの、現在のところ、条例改定や新たな法規は制定されていない。

司法レベルでも、2009年12月に、最高人民法院が『司法公開に関する六規定』と『ニュースメディア世論の人民法院監督に関する若干規定』を公布し、各レベルの法院に対して立件、裁判、執行、公聴、記録、審理事務を公開すること、並びにメディアによる世論監督を積極的に受け入れることを要請した。

また、2015年3月10日、中国最高人民法院は初めて「中国法院の司法公開(白書)」を発表した。2013年の中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議以降、司法公開を推進するため、「司法公開三大プラットフォーム建設推進に関する若干意見」「人民法院のインターネットでの裁判文書公布に関する規定」「陣人法院フロー公開に関する若干意見」などを公布するなど、司法公開を進めており、その状況を今回の白書にまとめている。他の公開に関する情報は以下のとおり。

- ・判決フロー公開については、2014年11月13日に「中国審判フロー情報公開ネット」が開通している。2014年末までに、開廷公告429件、審判情報36276件が公開されている。
- ・裁判文書公開については、2013年7月1日に「中 国裁判文書ネット」が開通している。2014年末 までに、5,685,491件の裁判文書が公開されている。
- ・執行情報公開については、2014年11月1日に「中 国施行情報公開ネット」が完成し、2014年末ま でにこのプラットフォーム上で公開された未結

審案件 2149 万件強、非執行人情報 2789 万件強 となっている。

#### <国際ルール上の問題点>

上記の政府情報公開条例実施後には、最近ではそれなりの進展があるものの、実施細則等含め未だに公開に当たっての行政体制が整っていないこと、土地開発使用状況など公衆が強い関心を持っている情報はあまり公開していないこと、また一部の地方都市において、国家機密に該当するあるいは申請された情報が存在しないといった理由で十分に公開が進んでいないとも言える。また、パブリックコメントが実施されていたとしても、その期間が短かったり、周知が徹底していなかったりする例が見受けられる。これらがWTO協定の所管事項に関わるものである場合は、措置の客観性・公平性の確保を規定したGATT第10条又はGATS第6条、また、透明性確保を規定した加盟議定書第2条に違反する可能性がある。

#### ○輸出増値税還付率変動

中国の輸出時の増値税還付については、還付率の調整が頻繁になされており、特に金融危機を受けて、中国は増値税の輸出還付率を引き上げる方向にあるが、未だに法令の公布と発効の時期は非常に短く、例えば2008年11月17日に公布した3,770商品の輸出還付率の法令は12月1日にすぐに施行され、12月29日に公布した『財政部・国家税務総局による提高一部機械電気製品の輸出還付率の通知』は2009年1月1日にすぐに発効するとされた。

2009年も4回にわたって製品の輸出増値税還付率を引き上げた。これらの法令は公布から発効までの期間が短く、最長でも4日だけ、最短は発効期日が公布期日よりも早かった。例えば、財政部が2009年2月5日に、繊維製品・衣類の輸出増値税還付率を14%から15%に引き上げると発表したが、実行開始日は2009年2月1日に遡るとした。こうした状況では、企業は政策の変更に余裕を持って対応することはできない。また、2014年12月

31日公布の「部分商品輸出税還付率に関する通知」 (財税(2014)150号)では、一部の高付加価値品、 とうもろこし加工製品、紡績品服飾の輸出税還付 の引き上げとボロン鋼の輸出税還付の取り消しは、 翌日の2015年1月1日より施行、ウィッグ・エ クステやその材料に対する輸出税還付引き下げは 2015年4月1日より施行となっている。後者では 輸出税還付引き下げこそ施行まで約90日の期間が あるが、輸出税還付の引き上げと輸出税還付の取 り消しは、公布の翌日発効であり、いまだ余裕を 持った対応が難しい状況である。

規制・措置の急激な変更については、企業の予 見可能性を奪うものであり、経営に与える影響が 大きいことから、投資リスクとして意識する向き が強くなっている。我が国も過去の日中経済パー トナーシップ協議において問題点を指摘したとこ ろであるが、中国の経済・貿易政策が、透明性と 予見可能性をもって運営されることが求められる。

また、補助金協定上、間接税の払戻しは原則として補助金とはみなされないため、増値税の還付自体は形式的には補助金協定に違反しない。しかし、上記のとおり頻繁に還付率を変更していることから事実上産業政策の一環として恣意的に間接税を操作しているとも考えられるため、仕向地主義(最終消費者の所在地である仕向地国が課税権限を有するという考え方)という同協定附属書の背景にある考え方と相容れず、実質的に輸出補助金であるとして補助金協定違反を問える可能性がある。

#### (2) 統一的行政

#### <実施状況>

外資企業が事業を行うにあたっては、中央、省、 地方レベルの部・委員会や政府において、互いに 矛盾のない法令が整備されることが必要である。 また、互いに矛盾のない法令や条例であっても、 裁量的な適用や不統一な解釈が、複数の地域で事 業展開を実施する外資企業にとっての障壁となっ ている。 近年、中国では、税関、税務、金融などの重要 分野や、中央政府と地方政府の利益が対立しやす い分野において「垂直管理」改革を実施し、各レ ベルの行政不統一による行政の非効率がある程度 改善され、また、中央政府と一部の地方政府が行 政機関の簡素化・合併を行っている。

しかし、中央と地方の関係において、垂直管理 はほとんど進まず、逆に食品薬品に関する垂直管 理制度は省レベル以下では撤廃され、中央政府が 食品薬品監管において地方政府の責任を強化した いと表明するなどの動きも見られる。また、中央 政府内でも未だに統一的な行政が行われていない 例も見られる。例えば、オンラインゲームの監督 管理権限に関して、国家新聞出版総署がある運営 会社を処罰するとした際、文化部が新聞出版総署 の決定は越権行為として運営の許可を行う等、許 可範囲と処罰権を巡る対立が生じている。その後 も、新聞出版総署がオンラインゲームの8つの管 理措置を公布し、国産オンラインゲームをネット 上で運営するに当たって、新聞出版総署の審査許 可が必要とする一方、文化部も『オンラインゲー ム管理暫定方法』(2010年6月)を公布し、輸入 オンラインゲーム、国産オンラインゲームを運営 するに当たって、文化部の審査許可、登録が必要 と規定する等、両者の対立は解消されていない。 このため、国内外のオンラインゲームが重複審査 許可・管理に置かれることになり、時間・コスト の両面で負担が生じている。

#### <国際ルール上の問題点>

上記のように中央政府と地方政府との間で不統一な解釈・運用がみられるが、これは中央政府・地方政府間での法令・措置の統一的な適用・運用を規定した加盟議定書第2条(A)第2項に違反する可能性がある。

## (3) 司法審査

#### <実施状況>

司法審査については、行政決定が司法審査の対

象となることを明記する規定が一部法令に設けら れ(「アンチ・ダンピング条例」、「専利法」等)、 通商に関わる紛争を仲介する裁判所として中国国 際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)が設置された。 また、2007年には司法審査制度の基礎の改善を目 的とし、行政再議申請人の既得利益を保護するこ と等を規定した「行政再議法実施条例」が公布・ 施行され、2008年1月には最高人民法院より行政 訴訟案件の管轄、訴訟撤回問題について詳細に規 定した司法解釈も出されるなど、制度整備面では 改善が見られ、近年行政訴訟案件は増大している。 他方、中国の司法判断の中立性・的確性や、司法 又は仲裁法廷が下した判決・裁定の着実な執行に ついては、加盟作業部会においても加盟国側から 強い懸念が示されていた。また、例えば、中国の 『行政訴訟法』(1990年)を実施する中で、地方法 院が各種理由で受理すべき行政案件を受理拒否す る現象が多い。この問題に対処するために、2014 年中華人民共和国主席令(第15号)で、「全国人 民代表大会常務委員会の『中華人民共和国行政訴 訟法』改訂に関する決定」が中国第12期全国人 民代表大会常務委員会第11回会議で2014年11月 1日に通過し、2015年5月1日から施行されてい る。 これは、行政訴訟法が 1990 年 10 月 1 日施行 されて以来初の改訂である。これまでの行政訴訟 は、立件・審査・執行とも難しく、訴訟で解決す べき問題が往々として投書・陳情の方法で訴える 「法より投書・陳情」という現象が見られていたが、 これらの問題に対し今回の改訂では、訴訟ハード ルの引き下げや受理範囲の拡大、受理妨害の排除、 審査基準の厳格化、応訴職責の強化が盛り込まれ ている。中国の司法審査の改善につき、継続的な 対応が望まれる。

#### <国際ルール上の問題点>

上記のように、裁判所が行政訴訟案件の受理を 不当に拒否した場合には、行政機関の決定を司法 機関に訴える機会を保障した加盟議定書第3条(D) 第2項に違反する可能性がある。

## 輸出制限措置

## (1) 輸出税を賦課する措置

#### <措置の概要>

中国は、2006年11月1日に輸出税暫定税率調整表を施行したが、同表に掲載されている品目のうち、加盟議定書第11条第3項による輸出税禁止に対する例外リストである附属書6に記載があるのは13品目(フェロマンガン、フェロクロム、粗鋼及び電解精製用陽極銅、銅・アルミのくず等)のみであり、ほとんどが2006年に新たに導入された輸出税である。その後、2007年以降も、レアアース、タングステン、モリブデン等鋼材製品や石炭、化学肥料とその原材料などについて輸出税を賦課し、輸出制限を強化しており、2012年からは新たにストリップキャスト合金にも輸出税が賦課されている。

なお、2009年に米国、EU及びメキシコの三カ国がパネル設置要請を行ったDS394、395、398(中国の原材料に対する輸出規制措置:詳細は第Ⅱ部第3章4、主要ケース(4)を参照。)について、2012年1月末、上級委員会は、中国が講じている輸出税・輸出数量制限等はWTO協定に違反するといった結論の報告書を発出しており、本報告書を受けて、中国は2013年1月1日までに(勧告の履行期限は2012年12月31日まで)、ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタル、亜鉛の7品目の輸出税を撤廃すると

ともに、黄リンについては、加盟議定書で定められている範囲内に税率を変更した。

また、2014年8月7日に DS431,432,433 (中国のレアアース等に対する輸出規制措置:詳細は第Ⅱ部第3章4. 主要ケース(5)を参照。)に関するWTO上級委員会は、中国が講じているレアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出規制措置(輸出税・輸出数量制限等)はWTO協定に違反するといった結論の報告書を発出した。当該報告書を受けて、2015年4月23日、中国財政部はレアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出税を5月1日から廃止する旨公表し、5月1日から公表の通りレアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出税は撤廃された。

#### <国際ルール上の問題点>

中国は、WTO 加盟議定書第11条第3項において、附属書6に掲げられた産品に課税する場合又はGATT第8条の規定に適合して課税される場合を除き、輸出品に課税される税及び課徴金をすべて廃止するとしている。そのため、これらの産品以外に課税している場合には、WTO 加盟議定書の約束に違反していると考えられる。例えば、2006年に暫定輸出税が課されたコークス・非鉄金属等は、附属書6に掲げられた産品ではないため、中国の措置は加盟議定書に違反している。(その他輸出規制に関する規律については、「第Ⅱ部第3章<参考>輸出規制」を参照。)

<図表 I -1-1> 中国の加盟時の輸出税実施産品と税率

主な品目名	輸出税率
うなぎ稚魚	20%
骨粉	40%
鉛鉱	30%
亜鉛鉱及び同製品	30%
すず鉱	50%
タングステン鉱	20%
アンチモン鉱	20%

主な品目名	輸出税率
合金銑鉄及び非合金銑鉄	20%
フェロマンガン	20%
フェロシリコン	25%
フェロクロム	40%
くず鉄	40%
銅製品	30%
ニッケル製品	40%
アルミニウム製品	20%

合計 84 品目

※中国加盟議定書附属書6より、経済産業省作成。品目についての詳細はHS番号7桁ベースで記載されている。

<図表 I - 1 - 2 > 2010 年以降の輸出税課税措置の新たな変更

番号	政策名称	実施日	主要内容
1	『2010 年 関税実施方案』 (国務院関税税則委員会)	2010年1月1日	<ul> <li>①「輸出税則」の輸出税率を維持。</li> <li>② 引き続き幼いうなぎなどの一部輸出商品に輸出暫定関税を課す。ただし、一部商品の輸出暫定税率を以下のように調整。</li> <li>・輸出暫定関税を撤廃:全ての食糧商品、アルミ鉱砂及び精鉱、硫酸と発煙硫酸、茶色コランダム及びその他の硝酸カリウム。</li> <li>・輸出暫定税率を引き下げる:フッ化水素酸、一部の化学肥料原料、モリブデン粉及び化合物、タングステン化合物、金属フッ化物及び金属インジウムを含む商品。</li> <li>・2010年輸出暫定関税を課す:リン酸、アンモニアとアンモニア水、一部化学肥料原料。</li> <li>③ 一部化学肥料などに引き続き特別輸出税を課す。ただし、2009年関税実施案と比べて、8品目だけの化学肥料原料に特別輸出税を課す。</li> </ul>
2	『2010 年化学肥料輸出税 の調整に関する通知』 (国務院関税税則委員会)	2010年12月1日 ~31日	尿素、リン酸 2 アンモニウム、リン酸 2 水素アンモニウム及びリン酸 2 水素アンモニウムとリン酸 2 アンモニウムの混合物(関税コード:31021000、31053000、31054000)に対し、35%の輸出暫定税率のほか、75%の特別輸出税も課す。
3	『2011 年 関税 実施 方案』 (国務院関税税則委員会)	2011年1月1日	①「輸出税則」の輸出税率を維持。 ② 引き続き幼いうなぎなどの一部輸出商品に輸出暫定 関あ税を課す。また、レアアース製品の課税対象品 目を増やしたとともに、一部のレアアース製品の税 率を引き上げた。 ③ 一部化学肥料等に引き続き特別輸出税を課し、対象 商品は 2010 年関税実施方案と同じ。
4	『2012 年関税実施方案』 (国務院関税税則委員会)	2012年1月1日	ストリップキャスト合金 (HS コード 72029911、商品名: ネオジム鉄ボロン永磁速凝片) は 2012 年 1 月 1 日から、 20% の輸出税がかかることになる。
5	『2013 年 関税実施方案』 (国務院関税税則委員会)	2013年1月1日	米国、EU、メキシコによる紛争において違反と判断された9品目について、輸出税が撤廃されるか、中国のWTO加盟議定書の別添6において定められる税率の上限の範囲内に変更された。

番号	政策名称	実施日	主要内容
6	「2014年関税実施方案」 (国務院関税税則委員会) 海関総署公告 〔2013〕73号	2014年1月1日	①「輸出税則」の輸出税率を維持。生鉄等の一部輸出商品は暫定税率を適用。 ② 以下の調整を実施・硝酸ナトリウム等6項目の暫定税率を取消・硫酸カリウム等8項目の暫定税率引下げ・肥料用塩化アンモニウム等13項目の徴収方式と税率調整 ③ 銑鉄、鏡鉄や鉄鋼の粒等3項目は除外商品を設定
7	「2015 年関税実施方案」 (国務院関税税則委員会) 海関総署公告 〔2014〕95 号	2015年1月1日	① 商品範囲、税率に変化なし。主に、各種金属鉱、石炭、 鋼半製品、化学肥料、パルプ等 297 項の資源、エネ ルギー、高エネルギー消費商品が対象で、輸出税は 2 ~ 40%の範囲にある。 ② 一部の税則税目を調整。調整後、2015 年「中華人民 共和国輸入出税則」の税目数が合計 8,285 個。 ③ 以下の調整を実施 ・ 生鉄等の一部輸出商品は暫定税率を適用。 ・ 化学肥料には引き続き輸出税を課すが、季節性税率 (オフシーズン・シーズン) は廃止し、税率を統一。

資料の出所:税関署 HP、税関法令により整理作成。

## (2) 原材料に対する輸出制限措置

#### <措置の概要>

2002年1月1日、「2002年輸出許可証管理商品の分類による証書発行目録」の公布及び関連問題に関する通知で、輸出許可制度の対象となる合計54品目の商品及び同許可証発行機関が規定された。「2015年輸出許可証管理貨物目録」では、上記対象は591品目となっている。

このように、中国はWTO加盟後も引き続き原材料・中間製品に対する輸出数量制限を実施している。GATT20条(g)においては、「有限天然資源の保存に関する措置」であれば、例外的に輸出数量制限が認められる可能性がある旨を定めているが、中国の原材料・中間製品に対する輸出数量制限の設計や構造が中国の国内産業への優遇措置であり、そもそも「有限天然資源の保存に関する措置」とはいえないのではないか、また、GATT20条(g)では、「国内の生産又は消費に対する制限」が実施される必要があると定めているところ、このような国内での制限が中国国内で実施されているか不透明な部分がある。

また、中国政府は、多くの原材料品目について、

輸出許可証を発給し、輸出可能な者、輸出可能な 数量を管理している。

#### <国際ルール上の問題点>

GATT 第20条 (g) では、「有限天然資源の保存に関する措置」であれば例外的に輸出数量制限が認められる可能性がある旨を定めているが、中国のレアアース等についての輸出数量制限の設計や構造が中国の国内産業への優遇措置であり、そもそも「有限天然資源の保存に関する措置」とはいえないのではないか、また、GATT20条 (g)ではその前提条件として「国内の生産又は消費に対する制限」が実施される必要があると定めており、このような国内での制限が中国国内で実施されているか不透明な部分があることから、GATT第11条及び第20条 (g) との整合性につき疑義がある。

#### <最近の動き>

2009年6月、米国及びEUは、ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタル、シリコン・カーバイド、黄リン、亜

鉛という原材料9品目に関する中国の輸出数量制 限・輸出税の賦課等が GATT11 条や中国の WTO 加盟議定書等に整合的ではないとして WTO に協 議要請を実施(8月にメキシコも協議要請)。協 議では解決に至らず、同年11月に三カ国がパネ ル設置を要請。同年12月21日にパネルが設置 (DS394、395、398) された(我が国は第三国参 加)。2011年7月には、中国の輸出数量制限・輸 出税は、WTO協定に整合的でないとのパネル報 告書が公表された。同年8月に中国は上訴したが、 2012年1月末にパネルの判断を概ね支持する上級 委員会報告書が公表された。なお、米国、EU及 びメキシコのケースにおける RPT (勧告の妥当な 実施期間)は2012年12月31日とされていたとこ ろ、2013年の1月以降、ボーキサイト、コークス、 蛍石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタル の6品目についての輸出税が撤廃されるとともに、 黄リン、亜鉛については、加盟議定書で定められ ている範囲内の税率へと変更された。加えて、ボー キサイト、コークス、ホタル石、シリコン・カー バイド、亜鉛に対する輸出数量制限が撤廃された。

また、中国のレアアース・タングステン及びモ リブデンに対する輸出制限措置(輸出数量制限、 輸出税、最低輸出価格)については、2012年3月、 我が国は、米国及び EU とともに、WTO 協議要 請を行ったが、協議では解決に至らず、同年6月 に三カ国がパネル設置を要請。同年7月23日に パネルが設置(DS431、432、433) され、2014年 3月26日に、中国のレアアース、タングステン及 びモリブデンに対する輸出規制措置(輸出税、輸 出数量制限、貿易権の制限) は、GATT 及び中国 の WTO 加盟議定書に違反するとした我が国、米 国、EUの主張を全面的に認めるパネル報告書が 公表された。このパネルの判断を中国は不服とし て、同年4月に上訴したものの、同年8月にパネ ルの判断を全面的に支持する上級委員会報告書が 公表され、同月の定例 DSB 会合で、パネル報告 書及び上級委員会報告書は併せて採択された。こ れを受けて、中国は、2015年1月1日をもってレ

アアース、タングステン及びモリブデンに関する 輸出数量制限を撤廃した(2014年12月31日付で 公表された2015年の輸出数量制限対象品目におい てこれらの品目の記載を削除)。

## 貿易権 (貿易に関する許可制度)

#### <措置の概要>

中国は、WTO 加盟時には貿易業務に従事する場合に、国務院の許可を得る必要があったが、加盟議定書において WTO 加盟後33年以内に対外貿易権の審査承認制度を段階的に廃止するとの約束をおこなった。この約束に基づき、2004年7月、対外貿易に関する最上位法規である「対外貿易法」が10年ぶりに改正・施行され、貨物・技術輸出入時の外国貿易経営権に対する審査・批准が廃止され、登録だけが求められることとなったものの、出版物等(本、新聞、雑誌、音響映像製品等)の輸入については、国務院出版管理条例等に基づき、国務院の承認を得た国有企業に限定されている。

#### <国際ルール上の問題点>

中国の加盟議定書第5条では、①加盟後3年以内に中国国内のすべての企業に対して、(一部農産品等を除く)すべての物品に係る貿易権を付与すること、②すべての外国人及び外国企業に対して、中国国内の企業と比較して不利でない待遇を付与することを約束しており、出版物等に係る規制は加盟約束に照らし疑義があると考えられる。

#### <最近の動き>

米国は、2007年4月、中国の著作物に係る輸入・流通規制について、知的財産権制度問題と同じタイミングで、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を実施したが、協議では解決に至らず、同年11月のWTO紛争解決機関会合でパネルが設置された(我が国及びEUが第三国参加)。米国は、中国がWTO加盟にあたり、加盟後3年以内に、

外資企業に対して出版物(本、新聞等)、音響映像製品(DVD等)に係る輸入・流通業への従事を認めることを約束しているにもかかわらず、依然として同事業の主体を中国国営企業及び中国資本過半企業に限定している点を問題視していた

2009年8月、パネルは米国の主張のほとんどを 認める形で、中国の措置を WTO 協定に整合的で ないと認定。中国は同年9月に上級委員会に上訴 したが、同年12月に上級委員会は一部論点を除 きパネルの結論を全面的に支持し、最終的に中国 の協定義務違反が確定し(中国は措置の是正義務 を負う)、2011年3月19日がDSB勧告の履行期 限とされた。一方、国家改革発展委員会・商務部 は、中国における外国企業の投資活動に係る政策 を規定する「外商投資産業指導目録(2011年改正)」 (2011年12月24日公布、2012年1月30日施行) において図書、新聞、雑誌、音響映像製品、電子 出版物の輸入業務を禁止類から削除した。これら は制限類にも含まれていないことから、容認類に なったと考えられるものの、今後の施行状況を引 き続き注視していく必要がある。(なお、2015年4 月10日に施行された「外商投資産業指導目録(2015 年改訂版) においても、図書、新聞、雑誌、音響 映像製品、電子出版物の輸入業務は制限類、禁止 類に含まれていない。) さらに、中国は、2012年2 月22日のWTO紛争解決機関会合において、DSB 勧告を大部分履行したこと及び米中両国が2012年 2月18日に紛争解決に向けた覚書に合意したこと を表明した。同年5月9日に、米中両国が紛争解 決機関議長宛に発出した共同コミュニケーション によれば、同覚書の内容には、中国政府が定める 外国映画の年間配給制限枠(利益配分方式での輸 入の承認) の 20 本とは別に、IMAX や 3D などの 高精細な映画の輸入を少なくとも年間14本認め ること、中国での映画の興行収入に関し、映画の プロデューサーに対する収益配分を25%に引き上 げること、外国映画の配給に関し、民間企業を含 む中国企業の参入も認められるようにしていくこ と、米中両国は、5年後(2017年)に覚書の主要 な要素について協議を行い、中国のDSB勧告の問題を議論すること等が含まれている。同年5月24日のWTO紛争解決機関会合において、中国は、DSB勧告を全て履行したと表明したが、一方、米国は、米中両国で合意した覚書は、重要な進展を示すものではあるが、最終的な解決ではないと表明している。

我が国としては、米中両国の動向に留意しつつ、中国の関連法制度の改正動向や施行状況等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

## 関 税

#### (1) 関税構造

\*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない 貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸 念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

中国は、WTO加盟にあたって、日米EU等との二国間交渉及び作業部会における交渉を踏まえ、広範囲にわたる品目に係る関税引き下げを内容とする譲許表を提出している。

中国は全譲許品目 (7,151 品目) の関税率について、単純平均では加盟時 (2001 年) の 13.6%から最終年 (2010 年) には 9.8%に、うち農産品 (977 品目) については 19.3%から 15.0%に、鉱工業品 (6,174 品目) については 12.7%から 8.9%に引き下げを約束している。(図表 I - 1 - 4)。 なお、中国は、情報技術協定 (ITA: Information Technology Agreement) に 2003 年 4 月から参加しており、また、ほとんどの化学品及び化学製品に関しても、最終譲許税率を化学ハーモナイゼーション (注)の水準に引き下げることを約束している。

(注) 化学ハーモナイゼーション

化学品及び化学製品(原則 HS28 ~ 39 類)に係る関税引き下げ(最終的な引き下げレート0~6.5%)について、日・米・EU 等の間で、ウルグアイ・ラウンド関税交渉の一環として合意されたもの。

#### <懸念点>

中国は、2002年1月から、関税法の改正によって全譲許品目の73%に及ぶ5,300を超える品目について関税率を引き下げた。2008年1月、加盟後7回目の関税率表の見直しが行われ、中国の平均関税率は、全品目で9.8%、農産品15.2%、非農産品8.9%にそれぞれ引き下げられた。現在、中国の譲許率は全品目にわたり100%であり、また、非農産品の平均譲許税率は9.2%であり、2012年の平均実行税率は、8.7%であった。ただし、写真用フィルム(最高47%)、自動車(25%)、TV(30%)、大型モニター(30%)、オートバイ(最高45%)、プロジェクター(最高30%)等一部品目において、

高い最終譲許税率が存在している。

なお、中国が加盟に際して約束したITAへの参加については、2003年4月のITA委員会において承認された。しかし、コンピュータと接続性のある複合機やプロジェクターに関税が賦課されている等、ITA協定の履行に不透明さが残っている。

#### <最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場 アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む 市場アクセスの改善について交渉が行われている (最新の状況については資料編を参照)。

また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から開始される予定(詳細は、第Ⅱ部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。

<図表 I - 1 - 4 > 中国 WTO 加盟に伴う譲許税率引き下げスケジュール(単位:%)

	1998年時点 の実行税率	加盟時	2002.1.1	2003.1.1	2004.1.1	2005.1.1	2006.1.1	2006.7.1	2010.1.1
全品目 (7,151 品目)	17.5	13.6							9.8
農産品 (977 品目)	22.7	19.3							15.0
鉱工業品 (6,174 品目)	16.6	12.7							▶ 8.9
主要な工業製品									
(家電)									
エアコン 窓・壁取付型 自動車用 冷蔵庫(容量 500 リットル)	25.0 40.0 30.0	21.0 33.3 24.0	19.0 30.0 21.0	17.0 26.7 18.0	15.0 23.3 15.0	20.0			
掃除機 カラー TV	35.0 35.0	26.7 31.7	22.5 30.0	18.3	14.2	10.0			
(一般機械)									
フォークリフト 印刷機械(製版機等)	18.0 16.0	14.4 12.5	12.6 10.8	10.8 9.0	9.0				
(IT 関連)									
コンピュータ 自動データ処理機械	25.0 9.0	16.7 3.0	12.5 0	8.3	4.2	0			
携帯用デジタル処理機械 ディスプレイ、印刷機 キーボード、マウス	15.0 15.0 12.0	7.5 7.5 6.0	3.8 3.8 3.0	0 0 0					
ファックス機複写機	12.0 22.0	6.0 17.0	3.0 14.8	0 12.4	10.0				

	1998年時点 の実行税率	加盟時	2002.1.1	2003.1.1	2004.1.1	2005.1.1	2006.1.1	2006.7.1	2010.1.1
(自動車)									
バス 30 人以上	50.0	41.7	37.5	33.3	29.2	25.0			
29 人以下	70.0	55.0	47.5	40.0	32.5	25.0			
乗用車	100~80.	51.9	43.8	38.2	34.2	30.0	28.0	25.0	
トラック 5トン未満	50.0	40.0	37.5	30.0	29.2	25.0			
乗用車用シャーシ	60.0	40.0	36.8	31.4	26.1	20.7	15.4	10.0	
乗用車用車体	70.0	46.0	42.1	35.7	29.3	22.9	16.4	10.0	
(オートバイ)									
オートバイ(250cc 未満)	60.0	52.25	48.75	45.0					
同部品	25.0	19.6	17.2	14.6	12.0				
(鉄鋼・非鉄金属)									
鉄鋼フラットロール製品	8.0	6.0							
鉄鋼チューブ・パイプ	10.0	6.0	4.0						
精製銅チューブ・パイプ	6.0	4.0							
アルミニウム板	12.0	8.0	6.0						
(精密機械)									
カメラ	25.0	21.7	20.0						

- (注) 譲許表の実施期間は、殆どの品目について 2006 年 7 月 1 日までとされている。
- (参考) 2006年7月を超えて、実施期間が設定されている品目。
  - ・テレフタル酸、一部の染料、一部の化粧品、ポリエチレン、プロピレン、スチレン、塩化ビニル、ポリエステル・ポリエーテル、ポリアミド、ポリウレタン、プラスティック屑、一部のプラスティック製チューブ、一部のプラスティック製板・シートについては、2008年1月1日まで。
  - ・一部の果実及び果実発酵酒、一部の合成繊維については、2010年1月1日まで。

## (2) 写真用ロールフィルム等に対する関税の譲許税率違反

#### <措置の概要>

中国はWTO加盟時に従価税で譲許した品目に対し、従量税を課している場合がある。一部の写真用フィルム(関税分類37023190)では、譲許税率が40%のところ、1平方メートルあたり67元という従量税で実行税率が課されており、ここ数年の輸出実績を基に従価税換算すると年平均で税率約47%~75%に相当し、譲許税率を超えている。

#### <国際ルール上の問題点>

従価税で譲許している品目に対し、従量税を課しており、従価税換算で譲許税率より高い関税を課しているため、GATT第2条違反となる可能性がある。

#### <最近の動き>

2013年10月、我が国は中国関係当局に対し、譲許税率に合致した従価税への修正、もしくは従

量税を維持する場合でも譲許税率を超えないように上限を設けるよう、是正を申し入れた。これを受け、同年12月に発表された2014年の中国の関税率改訂では、当該品目の税率が1平方メートルあたり56元へ引き下げられ、2013年の為替やフィルム価格を基に従価税換算すると約40~42%と、譲許税率とほぼ同水準となったが、依然として、為替や商品価格の動向次第で譲許税率違反となる可能性があり、引き続き注視していく。

なお、2011年には、10%の従価税で譲許しているプリント基板用感光性フィルム(関税分類37013029)に対し、1平方メートルあたり15元の従量税を課されていた。当時の為替やフィルム価格を基に従価税換算すると約22%となり、譲許税率違反の可能性があったため、我が国が是正を求めた結果、中国政府は2013年から従量税を改め、譲許税率と同じ10%の従価税に変更した。

また、2014年の関税率改訂において、一部の製版フィルム(関税分類 37024321) において、1平

方メートルあたり 1.8 元から 10 元に従量税が引き 上げられ、従価税換算では 40%に相当し譲許税率 違反となった。従来同様、我が国より是正を求め た結果、2015 年の改訂において、譲許税率 10% の従価税に改正された。今後も動向を注視しつつ、 必要に応じて中国関係当局に是正を申し入れる。

## アンチ・ダンピング(AD)措置・相殺措置

## 「加盟に伴う約束〕

中国は、WTO 加盟に伴い、AD 措置及び相殺 措置に係る規則・手続を AD 協定及び補助金・相 殺措置協定に整合化させることを約束している。

他方、中国以外のWTO加盟国が、中国産品についてAD措置及び相殺措置に係る調査を行う際の価格比較及び補助金額の算定に関し、中国を「非市場経済国」として扱う特例(例:正常価額の算定に関し、調査対象者(中国企業)が自国の当該産業において市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができない場合には、中国の国内価格ではなく第三国の国内価格及び生産コストを指標として用いることができる趣旨の規定が存在するが、加盟後15年で失効。補助金を受ける者の利益の算定に関し、中国による供与条件ではなく第三国における供与条件を勘案して利益額を算定することが可能)が認められた。

## [実施状況]

## (1) AD措置及び相殺措置に関する国内 法制

中国は、対外貿易法において、AD措置をGATT6条と同様に定義付けた上で、AD措置を含む貿易救済措置を講じるべきか否か決定するために必要な調査を行うこと及びその調査結果により、適当な対外貿易救済措置をとることが規定されている。また、調査の発動に当たっては公告を行うこと、当局が調査により知り得た秘密に対し守秘義務を負うことも規定されている。

この対外貿易法に基づいて「AD条例」が制定されており、同条例においては、用語の定義(ダンピング、国内産業への損害)、ダンピング・マージンの算定方法、損害の認定方法、AD調査手続、AD税賦課手続、価格約束、各種公告手続等について、AD協定に沿って詳細な規定が定められている。また、AD条例の他、実施細則として、損害調査や質問状、現地調査、価格約束、期中レビュー、調査開始、公聴会等に関する各種規則が制定されている。

「相殺措置条例」は、補助金の定義及び相殺措置に関する規定を定めており、各種実施細則も施行されている。2002年の中国 TRM でこれらの実施細則について WTO への通報を求めていたところ、2003年に WTO へ法令通報され、その後も改正について通報を行っている。今後も WTO 協定の義務に従い、法令その他運用について変更があった場合は、中国側に通報を促し、中国の法制と WTO 協定との整合性について継続的に明らかにしていく必要がある。

## (2) AD 措置の運用

#### <概要>

中国では、商務部の下にダンピング、補助金等の調査・認定、貿易救済措置関連規則の制定等を担当する輸出入公平貿易局と損害についての調査・認定等を担当する産業損害調査局が設置されていたが、2014年4月に商務部内の輸出入公平貿易局と産業損害調査局の調査・裁決機能を統合し、新たに貿易救済調査局が設立された

WTO 加盟後、AD 条例に基づき、中国は 2016 年1月末までに 88件の AD 調査を開始しているが、 その調査対象産品のほとんどが素材型産業、特に 化学品、鉄鋼製品で占められており、特定業種に よる AD 制度の活用が浮き彫りになっている。

WTO 加盟前も含めた中国による AD 調査のうち、我が国産品が対象に含まれる案件は 42 件であり、うち 31 件についてクロの最終決定が出されて AD 措置が発動され、そのうち 18 件につい

ては現在も AD 課税が継続している (第 Ⅱ 部第 6 章アンチ・ダンピング措置章末参考資料参照)。

#### <国際ルール上の問題点>

中国のAD調査には、AD協定及び各国の調査 当局における一般的なプラクティスに照らすと問 題点も多く、以下のような点について引き続き改 善を求めていく必要がある。

- (1) 損害及び因果関係の認定の改善
- ア ダンピング輸入による国内産業に対する損害 及び因果関係の認定に際して、輸入品と国産 品を構成する具体的な産品のモデル・グレー ド・用途等の違いを踏まえ、競争・代替関係 の有無・程度を適切に検討・評価すべき(AD 協定 3.1 条、3.2 条、3.4 条、3.5 条)
- (注) 日本製高性能ステンレス継目無鋼管 AD に関す る WTO 上級委員会報告 (DS454) は、法解釈論 として、ダンピング輸入による中国の国内産品 の価格に対する影響 (AD協定 32条、価格効果) を検討する上では、輸入品の価格と中国の国内 産品の価格の動態的関係性の分析が必要であり、 輸入品と国内産品を構成する具体的なモデルや グレードが異なる場合には、そうしたモデルやグ レードの異同を踏まえた検討を行うべきと判示。 本件措置については、我が国からの輸入品と中 国国内で生産される製品とでは主力のグレード が異なることを指摘した上で、中国は、一部の グレードについて輸入品の価格による国内産品 の価格の「下回り」が生じていたことのみをもっ て価格効果を認定したが、国内産品の大半が輸 入品よりグレードの低い製品であるにもかかわ らずダンピング輸入によって国内産品の価格が 全体として押し下げられ、これによって国内産 業に損害が生じたとするメカニズムの説明が不 十分であるとして、中国の措置を協定不整合と 判断した。詳細は、下記「[個別措置](2)日本 製ステンレス継目無鋼管に対する AD 措置」参照。
- イ 損害(因果関係)の決定に関し、ダンピング

- 輸入以外の要因の国内産業への影響を適切に 評価し、これらの要因による影響と、ダンピング輸入による影響とを「分離・峻別」した 上で、その分析方法についての十分な説明を 行うべき(AD協定 3.1条、3.2条、3.5条)。
- (注) 熱延鋼板 AD に関する WTO 上級委員会報告 (DS184) は、(a) 調査機関は、ダンピング輸入 による損害への影響と、他の要因による損害への影響を分離・区別しなければならない、(b) 他の要因による損害への影響をダンピング輸入 に帰してはならないと判断。
- (2) 手続面の改善
- ア 利害関係者が十分に自らの利益を守ることができるよう、重要事実の開示や最終決定において、ダンピング・マージン計算の根拠や方法を十分に説明し、また、算定に利用したファクツ・アヴェイラブルの出典を明らかにすべき(AD協定69条、122条)。
- (注) 高性能ステンレス継目無鋼管 AD に関する WTO パネル及び上級委員会報告 (DS454) は、(a) ダンピング・マージンの計算方法や (b) 価格効果 の認定に関し、価格比較そのものや輸入品・国 内産品の価格データを開示しなかったことは重要事実の開示として不十分と判断。
- イ ダンピング・マージンの算定は原則として 個々の生産者ごとに行うべきであり、サンプ リング調査実施の可否は、AD協定 6.10 条及 び 6.10.2 条所定の要件該当性を十分検討すべ き。(※詳細は下記[個別措置](4)参照)

#### <最近の動き>

(1) WTO 委員会での働きかけ、各 AD 調査にお ける政府意見書の提出

我が国は、2015年4月及び10月並びに2015年10月のAD委員会において、現在調査中の案件について、①損害及び因果関係の適切な認定及び②透明性・適正さを確保した調査の実施を中国に対して要請している。また、上記①及び②について

は、AD調査手続内においても、公聴会の機会や 政府としての意見を書面として提出する形でも要 請を行っている。

#### (2) DS 手続の活用

我が国は、後述の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 措置に関する紛争を 2012 年に WTO 紛争解決手続に付託し、中国による AD の運用(特に損害及び因果関係の認定)の問題点を争っていたところ、2015 年に公表された上級委報告書により日本の主張が全面的に認められた。(※詳細は下記[個別措置](2)参照)

同様に、米国やEUも中国のAD措置につい て WTO 紛争解決手続を利用しており、我が国は いずれの案件にも第三国参加し、中国の調査・措 置が AD 協定に不整合である旨の意見書を提出し ている。まず、米国は、米国製電磁鋼板に対する AD 措置について、2010年9月に協議要請、2011 年2月にパネル設置要請を行い、2012年6月のパ ネル報告書配布を経て、同年11月にパネル報告 書及び上級委報告書が DSB において採択された (DS414)。同事案では、中国の重要事実開示 (AD 協定6.9条)、最終決定公告(同12.2.2条)、秘密 情報の取扱い(同 6.5.1 条)がそれぞれ AD 協定に 不整合であると判断され、中国の AD 調査手続の 透明性が不十分であることが示された。さらに、 価格効果分析(AD協定3.1条及び3.2条)につい て、ダンピング輸入と国内産品の価格の関係の具 体的な検討が必要との重要な判断が示された。な お、中国は、履行期限である 2013 年 7 月 31 日に 本件について再決定を行い、AD 措置を維持した が、2015年7月に公表された履行確認パネル報告 書により、再度、損害及び因果関係の認定(AD 協定 3.1 条、3.2 条及び 3.5 条) や手続面 (AD協 定6.9条)について協定違反が認定された。なお、 中国は同公表に先だつ同年4月に措置を撤廃して いる。米国は、電磁鋼板以外にも、米国産鶏肉に 対する AD 措置 (DS427) 及び米国製自動車に対 する AD 措置 (DS440) についても WTO 紛争解 決手続を利用しており、前者については、2013年9月に、後者については2014年6月にパネル報告書がDSBにおいて採択され、中国のAD措置が電磁鋼板事案と同様の論点においてAD協定不整合と判断されている。

また、EUも、EU製 X線セキュリティ機器に対する AD 措置について、2011年7月に協議要請を行っており、2013年4月には、中国の AD 措置を AD 協定不整合と判断するパネル報告書が DSBにおいて採択されている(DS425)。高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 措置については、日本と共同の申立国として中国の AD 措置を争い、上級委報告書により日本・EU ともに主張がほぼ全面的に認められている。

このように、我が国は、米欧と協調しつつ、様々なチャネルを通じて、中国のAD措置運用の改善に取り組んでいる。今後とも、中国調査当局がWTO協定整合的に制度を運用するよう注視していくとともに、運用上又は個別事案において問題がある場合には、WTO協定上執り得る様々な手段を活用して改善を促していく。

## [個別措置]

(1) 日本製クロロプレンゴムに対する AD 措置・事情変更レビュー

#### <措置の概要>

中国は2005年5月10日以来、日本産クロロプレンゴムに対してAD税を賦課していたが、ダンピング・マージンの見直しを求める国内産業の要請に基づき、2009年8月28日付けで、日本産クロロプレンゴムに対する期中見直し(事情変更レビュー)を開始した。

中国商務部は2010年8月25日付けで最終決定を行ったが、ダンピング・マージンの計算とAD調査の手続きに関して、以下のような問題があった。 ①調査対象企業が提出した実際の輸出価格を採用せず、ファクツ・アベイラブル(FA)に基づきダンピング・マージンを計算した(当該調査

#### 第 I 部 各国・地域別政策・措置

対象企業ではなく、その他の調査対象企業の輸 出価格を採用)。

②調査対象企業から提出された証拠又は情報を採用しなかったことに対して、調査対象企業に不採用の理由を直ちに通知し、合理的な期間内に更に説明する機会を与えなかった。

#### <国際ルール上の問題点>

中国は通常、書面により重要事実の開示通知を行っているが、本件については最終的なダンピング・マージンの計算結果を書面にて通知しておらず、AD協定第6.9条に基づく重要事実の開示通知が適切に行われたか疑問がある。

また、調査対象企業が妥当な期間内に実際の輸出価格を提出したにもかかわらず、当該情報を無視してFAを用いてダンピング・マージンを計算しており、AD協定第6.8条に整合的でない可能性がある。

さらに、中国商務部は調査対象企業から提出された証拠又は情報を採用しなかったことについて、調査対象企業に不採用の理由を直ちに通知しておらず、また、合理的な期間内に更に説明する機会を与えていない。これらの手続きは、AD協定付属書 II の 1,5,6 に整合的でないと考えられる。

#### <最近の動き>

2010 年秋の WTO・AD 委員会において、上記 に関する質問を中国代表に対して行っており、書面による回答を求めていたところ、2011 年 10 月 に中国側から次のような回答がなされた。

調査対象企業が提出したデータを採用しなかったのは、質問状回答のデータと現地調査の結果が大きく異なっていたからである。その際、調査対象企業から理由説明があったものの、十分な説明ではなく証拠提出もなかった。また、不採用の理由については重要事実の開示通知や最終決定においても説明しており、最終決定前に調査対象企業に対してはコメントを行う期間として10日間を与えている。

これら回答があったものの、依然として AD 協 定に整合的であるという十分な説明にはなってお らず、今後、他の調査案件において同様な手続が 行われないよう注視していく必要がある。

## (2) 日本製ステンレス継目無鋼管に対 する AD 措置

#### <措置の概要>

2011年9月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本、EUからの高性能ステンレス継目無鋼管の輸入に対するAD調査を開始した。2012年11月、中国政府は、当該産品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとしてAD税を賦課する最終決定を行った。

#### <国際ルール上の問題点>

本件において、最終決定の公告における事実の記載が不十分であるなど調査手続に瑕疵があると考えられるほか、ダンピングによる国内産業への損害の認定等においても瑕疵があると考えられ、中国の本件 AD 措置は AD 協定に違反する可能性がある。

#### <最近の動き>

#### 1 WTOパネル設置までの経緯

2011 年秋、2012 年春及び秋の WTO・AD 委員会において、我が国は、日本から輸出される当該製品のほとんど全ては、中国の石炭火力発電所の超々臨界圧ボイラ等に使用される高付加価値製品であり、性能・グレードの劣る中国製品とは競合しないため、中国国内産業に損害を与えることはあり得ないと指摘するとともに、当該日本製品の中国国内ユーザー側の意見も踏まえて適切な決定がなされることを強く要望する旨伝えた。その後も中国政府に対し、調査対象からの日本製品の除外を求めて働きかけを行う等、対話による解決を図ってきたが、上記のとおり中国は AD 措置を行い、解決に至らなかったため、2012 年 12 月、

我が国は、本件 AD 措置について、中国に対し WTO 協定に基づく協議要請を行った。その後、 協議の結果を踏まえ、2013 年 4 月にパネル設置を 要請し、翌 5 月にパネルが設置された。また、同 年 6 月には EU も本件について WTO 協定に基づ く協議要請を行い、同年 8 月に同様にパネル設置 を要請し、同月パネルが設置された。

#### 2 パネル及び上級委の判断

2015年2月に公表されたパネル報告書では、中 国による本件措置の決定は、損害及び因果関係の 認定について、①因果関係の検討(AD協定3.5条) に際し、中国の国内産品の大半が輸入品よりグ レードの低い製品であり、価格も大幅に異なるに もかかわらず、両者の市場における代替性の有無・ 程度の検討をしておらず、ダンピング輸入によっ て国内産業に損害が生じるメカニズムの説明が不 十分であることから AD 協定に整合していないと 判断された。また、手続面でも、秘密情報の取扱い、 重要事実の開示その他の点に不備があると判断さ れた。他方、②価格効果の分析のうちダンピング 輸入が国内産品の価格を「undercut」しているか どうかの検討(AD協定3.1条、3.2条)については、 調査期間中のいずれかの時点で、かつ対象産品の うち一部のグレードについて輸入品の価格が国産 品の価格を下回っていたことを示せば足り、輸入 品が国内産品の価格に及ぼす現実の影響を検討す る必要はない、③国内産業の状態の検討(AD協 定3.1条、3.4条) は、国内産業の業績が悪化して いるかどうかを判定すれば足り、業績悪化とダン ピング輸入の関係を検討したり、輸入品と国内産 品のグレードの違いを考慮したりする必要はない 等、ダンピング輸入が国内産品の価格及び国内産 業に及ぼす影響については、厳密な検討を求めな くてよいとする判断が示された。

そこで、我が国は、WTO上級委員会への申立 てを行い、①の判断の確認を求めるとともに、② について、価格効果分析においては、単に価格の 「下回り」が認められるかといった形式的・表面 的な検討ではなく、輸入品と国内産品のグレード の違いも考慮した動態的な分析が必要であり、ま た、③について、単に国内産業の業績が悪化して いるかという判断だけでは足りず、業績の変動と ダンピング輸入の関係性を検討すべきであり、そ の際には輸入品と国内産品のグレードの違いを考 慮すべきであると主張した。

2015年10月に上級委員会報告書が公表され、 上級委員会は上記①~③に関する日本の主張を全 面的に認め、中国に対して措置を協定に適合させ るよう勧告した。同報告書は同年11月にパネル 報告書と併せて採択された。今後は中国に対し勧 告の早期履行を求めていく。

## (3) 日本製レゾルシンに対する AD 措置<措置の概要>

2012年3月、中国政府は中国国内企業からの申請受けて、日本及び米国からのレゾルシン(主にゴム系接着剤及び紫外線吸収剤の原料に用いられる有機化合物)の輸入に対するAD調査を開始した。3月、中国政府は、当該産品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとしてAD税を賦課する最終決定を行った。

#### <国際ルール上の問題点>

調査対象期間中、レゾルシンの輸入量や中国国内における市場シェア、国内販売価格にほとんど変化がなく、中国国内産業の損害の原因は中国国内企業である申請者の新規参入にあると考えられるため、AD協定第3条に違反するおそれがある。

中国政府の最終決定や重要事実開示において、 ダンピング・マージン計算の根拠・方法や損害認 定の根拠に関する情報開示・説明が不十分である ため、AD協定第6条及び第12条に違反するおそ れがある。

#### <最近の動き>

2012年10月、AD委員会において、我が国は、

レゾルシンの輸入が中国国内産業に損害を与えていないことを指摘し、AD協定第58条に基づき本件調査を終了するよう求めた。これに対し、中国側からは、申請書を精査WTO協定及び中国国内法令に則って調査開始を決定したとの回答があるのみであった。

また、2013年2月、日本政府も中国商務部産業損害調査局主催の本件調査公聴会に参加し、本件調査のAD協定上の問題点を指摘した上、協定に基づき適切かつ慎重に調査を行うよう要請したが、2013年3月にダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとする最終決定を行った。

我が国としては、今後のサンセットレビュー等の手続等において本件措置が AD 協定に則って公正かつ公平に判断されているか引き続き検証し、問題点は引き続き中国側に改善を求めていく。

(4) AD 協定不整合なサンプリング調査の実施(日本製光ファイバー母材及び日本製アクリル繊維に対する AD 措置)

#### <措置の概要>

中国政府はそれぞれ関係する中国国内企業からの各申請を受けて、2014年3月に日本及び米国から輸入する光ファイバー母材に対するAD調査を開始し、2015年7月に日本、韓国及びトルコから輸入するアクリル繊維に対するAD調査を開始した。

#### <国際ルール上の問題点>

AD協定は、原則として、調査対象者ごとにダンピング・マージンを計算すべきと規定した上で、例外的に、関係する生産者等が決定を行うことを実行不能とするほど多い場合に限り、統計上有効なサンプルを用いることを条件として、調査対象者の一部を検討すれば足りる(サンプリング調査)と規定する(AD協定 6.10条)。しかしながら、本

件2件における AD 調査は、いずれも我が国の応 訴企業が4社と少数であるにもかかわらず、中国 の調査当局はサンプリング調査を実施しており、 上記規定に不整合の懸念がある。

なお、サンプリング調査が行われる場合、サンプルとして抽出されなかった生産者等が、自発的に情報を提出したときには、当該生産者等について、調査当局にとって不当な負担となるなどの一定の例外の場合を除いて、原則に立ち戻り、ダンピング・マージンを個別に認定しなければならないとされている(AD協定6.10.2条)。そのため、サンプリング調査が実施された場合には、その実施要件である AD協定6.10.2条の要件を満たした生産者等について個別のダンピング・マージンを認定しているか否かという点も注視する必要がある。

#### <最近の動き>

上記日本製光ファイバー母材に対する AD 調査については、2014年9月に日本国政府から中国商務部に対して、AD 調査におけるサンプリング調査に関する意見書を提出し、2014年秋のWTO・AD 委員会において、我が国は、光ファイバー母材については、本件で実施されたサンプリング調査は AD 協定 6.10 条に照らして、整合的でない可能性があることなどから、これらを踏まえた慎重な判断を行うことを求めた。その後、日本製光ファイバー母材に対する AD 調査では、2015年8月19日に課税賦課の最終決定がなされたが、サンプリング調査の対象とならなかった生産者等で、AD 協定 6.10.2 条の要件を満たしたものについて、個別のダンピング・マージンは認められなかった。

上記日本製アクリル繊維に対する AD 調査についても、2015 年 11 月に日本国政府から中国商務部に対して、AD 調査におけるサンプリング調査に関する意見書を提出したところである。

今後は、中国の AD 調査に関してサンプリング 調査が行われる場合、AD 協定 6.10.2 条の要件を満 たした生産者等に対して、個別のダンピング・マージンが認められるか注視していく必要がある。

## 補助金

## [加盟に伴う約束]

中国は、加盟にあたって、補助金協定第3条1項(a)及び(b)が定める輸出補助金及び国内産品優先使用補助金を撤廃するとともに、開発途上国への特別な扱いを規定する同協定第27条中第10、11、12及び15項の各規定の適用を受ける権利を留保、同様に特別な扱いを規定する同条第8、9及び13項の各規定の適用についても求めない旨を約束した。

また、農産品に係る輸出補助金を維持及び導入しないことを約束するとともに、農業協定上、開発途上国に削減約束の対象外とすることが認められている一部助成(第6条第2項)についても削減の対象とすること、及び、本来は削減対象となる助成であるが少額であることをもって削減対象から控除しうるものの上限値であるデミニマス値を農業総生産額の8.5%までとすること(同協定上、先進国は5%、開発途上国は10%までとされている)を約束した。

## 「補助金通報・問題点」

補助金協定においては、特定性を有する補助金をWTOへ隔年に通報することが義務付けられており、補助金委員会の場で、通報が行われた補助金に関する審査が行われている。しかしながら、2001年のWTO加盟以降、中国が初めて通報を行ったのは2006年4月であり、その後もしばらく通報は行われなかった。これに対し、各加盟国は強い懸念を表明し、特に米国は、注意を喚起しても中国が通報しなかったとして、2011年10月、補助金協定第25.10条に基づいて、米国自らが調査を行った情報をもとにおよそ200にも及ぶ中国の補助金をWTOに逆通報した。この直後に中国

はWTO加盟後2度目となる通報を行ったが、米国は中国の通報内容は、2005年から2008年までの期間しか対象としておらず、地方政府による補助金も含まれていない等不十分なものであるとして、中国との間で二国間の非公式協議を開催した。また、米国は2014年10月にも、補助金協定第25.10条に基づき、100にも及ぶ中国の補助金について2度目の逆通報を行っており、米国は、その後も中国から十分な補助金の通報が行われていないとして、補助金委員会の場で繰り返し懸念を表明している。我が国も、米国と協調し、中国に対し、中央政府の補助金だけではなく地方政府の補助金についても通報するよう要請している。

こういった事情を背景にして、中国は2015年10月に3度目の通報を行ったところ、本通報についても米国と協調して、透明性を確保するよう求めていく。

各加盟国は、通報が行われた中国の補助金に関しても協定整合性の観点から懸念を表明している。2006年10月の補助金委員会において、我が国は、米国、EU等とともに中国に対し、主に通報された補助金について補助金協定整合性等の観点から質問を行った。特に、これまで中国が通報した補助金の中には、WTO補助金協定で禁止され、中国が加盟時に撤廃を約束した輸出補助金や国内産品優先使用補助金に該当する疑いのあるものが含まれていたため、我が国は質問等を通じ補助金の内容の明確化を求めた。しかし、中国は、自国の補助金制度はWTO協定に整合的であるとの主張を繰り返すなど、自国の制度についての一般的な概略説明を行うのみで、具体的なデータの提供等はなされていない。

WTO 紛争解決手続においても中国の補助金は問題視されており、2007年2月には、米国及びメキシコが、WTO に通報された中国の補助金制度(多くは外資優遇策の一環としての税制優遇措置)の中に、補助金協定で禁止されている輸出補助金や国内産品優先使用補助金が含まれているとして、それぞれ二国間協議を要請し、我が国、EU、

豪州、カナダが第三国参加を要請した(DS358、359)。

協議要請後、中国政府は、企業所得税法を改正 (2008年1月1日施行)し、外資優遇税制の見直しに本格的に着手した。また、輸出を条件とした 低利融資制度も廃止した。しかしながら、企業所 得税法の改正に伴う実施細則の変更内容が不明確 で、経過規定が存続する懸念もあり、米国及びメキシコの要請に基づき、2007年8月にパネルが設置された。同年11月、中国は、米国及びメキシコとの間で、2008年1月1日までに WTO 紛争解 決手続において提起されている補助金を撤廃するとの覚書を締結した。かかる覚書の締結によりパネルの審理は実質的に終了した。

2010年12月には、中国政府が供与する風力発電設備に対する補助金が、補助金協定で禁止される国内産品優先使用補助金に該当するとして、米国がWTO協定に基づく協議要請を行った(DS419)。米中間において協議の結果、2011年6月、米国は中国が当該補助金を廃止したと発表し、当該紛争は実質的に終了した。

また、2015年2月13日に、中国政府が実施している「実証基地・共通サービス基盤プログラム」は、拠点に入居する輸出企業に無償サービスや補助金などを供与しており、補助金協定で禁止される輸出補助金に該当するとして、米国は協議要請を行い(DS489)、我が国も協議への第三国参加を要請した。同年4月、パネルが設置され、我が国もパネル手続に第三国参加している。

更に、中国国内で製造された航空機については 増値税が免除されている一方、輸入された航空機 には増値税が課せられている税制措置がGATT の内国民待遇等に違反するとして、2015年12月に、 米国が協議要請を行ったところである(DS501)。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国側が加盟時の約束を遵守し、中国の制度が補助金協定に整合的に運用されるよう、引き続き、WTOの補助金委員会や二国間協議の場を通じて中国側に求めていく。

## セーフガード

#### セーフガード措置条例

#### <措置の概要>

中国は、セーフガード措置の基本要素を規定した国内法制度として、2001年10月に開催された全国人民代表会議常務委員会において、対外貿易法の下に作成された「(中国)セーフガード措置条例」を採択、2002年1月に施行した。その後、4つのセーフガード調査・手続に係る規則(同条例の細則との位置づけ)が作成され、また2004年7月には同条例の設立根拠となる対外貿易法も改正される等、中国におけるセーフガード関係法制の整備は着実に図られてきた。

#### <国際ルール上の問題点>

しかしながら、これらの法制度において、セーフガード協定との整合性に疑義があると考えられる部分があり、また運用面においても、2002年4月に発動された鉄鋼製品に対するセーフガード措置(暫定及び確定措置)は、WTO協定と整合性していない点があった。具体的には、本条例では、予見されなかった事情の発展、代償措置の提供、公聴会手続に関する規定等がGATT及びセーフガード協定に整合的でないと考えられる。

#### <最近の動き>

我が国は、2006年に開催されたセーフガード委員会(各国法制質問)において、中国独自の規定(中国セーフガード規則第31条の対抗措置に係る規定)とWTO協定との整合性や中国国内の法制度(事情の予見されなかった発展、セーフガード発動時の公共性の確保、代償措置に関する規定の明確化、モラトリアム規定の欠如等)に関する質問を行った。これに対して、中国政府からは、中国の制度はWTO協定整合的であり、(明文規定がなくとも)セーフガード調査を行う場合は、WTO協定及び国内法に則った適正な運用を行うとの回答を受けた。引き続きWTO協定との整合性が疑われる点に関しては中国側に説明を求める

とともに、今後セーフガードが発動された場合には、WTO協定整合性の観点から不適切な運用がなされないように引き続き注視していくことが必要と考えられる。

## 貿易関連投資措置

## 「加盟に伴う約束〕

中国は、加盟にあたって、外国投資の認可にあたって付与される貿易関連の条件につき、GATT第3条違反となるローカルコンテント要求(国産品を一定比率以上使用することを義務づける)や、GATT第3条及び第11条違反となる輸出入均衡要求(原材料や資本財の輸入は輸出実績に見合った金額や数量までしか認めない)等のTRIMs協定で禁止されている措置に加えて、輸出要求や技術移転要求等の一切のパフォーマンス要求を条件としないことを約束している。

更に特定分野についての約束として、①自動車製造許可に関し、カテゴリー別許可制度は維持するものの、加盟後2年以内に、自動車の種類、型式又はモデルの制限は撤廃するとし、また、地方レベルで承認できる上限金額を、現行の3,000万ドルから加盟1年後に6,000万ドル、加盟2年後に9,000万ドル、加盟4年後に1.5億ドルへ引き上げることを約束した。更に、②自動車エンジン製造については、従来の外資出資規制(50%未満)の撤廃を約束した。

## [実施状況・問題点]

上記約束に沿って、中国は2000年10月から2001年7月にかけて、外資100%企業に適用される「外資企業法」、合作企業に適用される「中外合作経営企業法」、合弁企業に適用される「中外合資経営企業法」及びこれらの実施細則を改正し、輸出要求、ローカルコンテント要求、輸出入均衡外貨バランス要求に係る条文が削除・改正された。上記の外資3法に加え、外資企業に対しては、

2006年1月より改正・施行された新「会社法」が適用されている。

なお、2015年1月19日、商務部は、外資三法を統合し、会社法をはじめとする関連法令等の整合を図るなど時代の流れに沿った改正を加えた、「中華人民共和国外国投資法(草案パブリックコメント稿)」を発表し、2015年2月17日までパブリックコメントを募集した(なお、2016年1月現在、公布・施行されていないが、2015年4月13日に発表された「国務院2015年立法工作計画」(国弁発[2015]28号)では、外資三法(「中外合資経営企業法」「外資企業法」「中外合作経営企業法」)の改訂は、急を要する主要事項の中に入っている)。中国政府は「外国投資法」を①体制改革を深化、②対外開放拡大、③外商投資促進、④外資管理を規範化するものとして位置づけている。

上記のように、国内法は WTO 協定に概ね整 合的になるよう改正されたが、依然として協定に 不整合な実態や投資に対して制限的な措置も見ら れ、これらは早急に是正されるべきである。2009 年7月1日には、国内自動車産業の育成と省エネ 対策を推し進めるため、工業信息化部により「新 エネルギー自動車生産企業及び産品参入管理規 則」と「新エネルギー自動車生産企業参入条件お よび審査要求」が実施された。同規則では、各メー カーは参入に際し、研究開発機構の設置、製造す る新エネルギー自動車の技術情報を開示すること 等が求められており、引き続き運用について注視 していく必要がある。また、2014年11月26日、 発展改革委員会は、新エネルギー自動車に関して、 「新設純電動乗用車生産企業投資プロジェクトと 生産参入管理の暫定規定」を発表し、2014年11 月26日から12月2日にパブリックコメントが行 われた後、同委員会より、2015年3月13日、「新 設純電動乗用車生産企業投資プロジェクトと生産 参入管理規定 | が発表され、再度同年3月28日ま でパブリックコメントが行われた。その後、2015 年6月4日、同委員会より「新設純電動乗用車 企業管理規定 | (2015年第27号令) が公布され、

#### 第 I 部 各国・地域別政策・措置

2015年7月1日より施行された。今回の政策制定の目的は、業界障壁を取り払い、市場の優れた技術力を電動乗用車産業競争に参画させることとなっており、参入範囲は拡大した一方、研究開発能力やイノベーション要求は厳しく設定されることとなった。

なお、WTO 加盟後、中国は外資に鉄道市場を 開放しつつあるが、規模の大きい鉄道投資には依 然として規制がある。2007 年 9 月に鉄道部は、高 速鉄道の現地調達率を 70%以上とする発表を行っ た。鉄道部は 2009 年に外資の鉄道投資を奨励す ると表明、また、2012 年 5 月には「民間資本の鉄 道投資の奨励・導入に関する実施意見」を公開し、 路線建設、輸送業務、技術開発など多分野にわたっ て民間資本に公的資本と平等の待遇を約束した。 民間企業には外資も含まれると見られる。しかし ながら、こうした現地調達要求は外資にとって依 然障害となっている。

衛生応用産業については、2009年8月に、国

土資源部が国土資源衛星応用発展計画を公表し、2009年から2020年までの12年で衛星データの国産化率を80%とし、国土資源システムにおいて全面的に国産衛星を普及させるとの計画がある。ただし、どのような方式で国産化率の目標を実現させるかについては明らかにしていない。

2009年9月に、国家発改委、科学技術部、工業信息化部、財政部、建設部と国家質検総局が共同で『半導体照明省エネ産業発展意見』を公布し、2015年までに大型 MOCVD 装備、コア原材料及び70%以上のチップにおいて国産化を実現することを目標に挙げた。同文書では、各部門に対して、国産 MOCVD 装備の調達を奨励する措置を講じるとともに、国産装備使用のリスク補償メカニズムを整備し、条件を満たせば財政補助金の形で支援するよう要請した。しかし、2009年以降、MOCVD 装置販売は大幅に急増し、過剰生産が懸念されるようになったため、2012年には多くの地域で補助金制度が終了している。

<図表 I -1-5 > WTO 加盟後に改正された主な貿易関連投資措置に関する事項

	改正された法規	改 正 事 項
企業設立、	『外商投資パートナー企	★「外商投資産業指導目録」禁止類の業種、「合弁に限る」、「合作に
パフォー	業登録管理規定』	限る」、「合弁・合作に限る」、「中国側マジョリティ」、「中国側相対
マンスの	(2010年3月)	的マジョリティ」などが明記される業種、または外資比率要求のあ
要求等		る業種につき、外資パートナー企業の設立を禁止。
		※ 2014年3月1日に改訂されたが、その内容は、国内企業を含む全
		ての企業の管理方法が「年度検査」方式から「年度報告」方式への
		変更に伴うものであり、実質的な変更は無い。
	『外国投資者による国内	★外国投資者による国内企業の合併・買収に関わる安全審査制度を整
	企業の合併・買収に関わ	備する。外国投資者の国内企業の合併・買収について、国家発改委・
	る安全審査制度の整備に	商務部がイニシアティブを取り、合併・買収の関連業種と分野によっ
	関する通知』(2011年2月)	て、関連官庁と連携して合併・買収の安全審査を行う。
	『商務部の外国投資者に	★商務部が外国投資者による国内企業の合併・買収安全審査制度を実
	よる国内企業の合併・買	施する際の具体的な手続きについて規定する。
	収安全審査制度の実施に	
	関する規定』(2011年8月)	
	『外商投資性企業の関連	★外商投資性会社の国内ローンが国内再投資に使ってはならない。
	管理措置をより一層改善	★地元の外貨管理局の審査・許可を得た上で、外商投資性会社の中
	することに関する通知』	国での合法的所得が国内投資に直接利用することが可能になる。
	(2011年12月)	(従来は所得を登録資本金にしてからはじめて国内投資に使える)

(注) 2009 年以前に改正された主な貿易関連投資措置については 2013 年版不公正貿易報告書参照。

1998年に中国情報産業部と旧国家発展計画委員会が共同で「移動通信産業発展の促進に関する若干意見」(5号文書)を発表した。同文書によると、1999年より、外国移動通信製品の輸入を厳しく制限するだけでなく、外資企業が生産する携帯電話を一定比率以上輸出しなければ、関連製品と部品の輸入割当を得ることができないと規定している。5号文書の有効期限は2005年までとされていたが、現在でも廃止された明確な法令はなく、一部の規定内容は依然として施行されている。現時点では大きな問題は生じていないが、今後の動きを注視する必要がある。

2015年3月10日、国家発展改革委員会・商務部令第22号により「外商投資産業指導目録(2015年改正版)」が公布され、2015年4月10日より施行された。「外商投資産業指導目録(2015年改正版)」の「目録」総計は423項目であり、その内訳は、奨励類349項目、制限類38項目、禁止類36項目である。2011年版との比較では、制限類が79項目から38項目に、禁止類が38項目から36項目に減少した。主な変更事項は、下記の通り。

- ① 製造業と不動産、電子商取引、金融、卸売・ 小売業の開放が進んだ。奨励類の項目数には 大きな変化はないが、養老機構が奨励類リス トに追加された。
- ② 外資比率に関する制限が緩和された項目としては、定期・不定期国際海上輸送業務があり、これまでの「中国側マジョリティ」から「合弁、

合作に限る」に変更されている。

- ③ 新たに増加した制限類には、「自動車完成車、 商用車とオートバイの製造:中国側の出資が 50%を下回らない、同一の外国投資者は国内 で二社(二社を含む)以下の同類(乗用車類、 商用車類、オートバイ類)完成車製品の合弁 企業を設立できる。中国側合弁パートナーと 共同での国内その他自動車生産企業の合併の 場合は、二社の制限を受けない」がある。こ れは自動車産業政策に関する現行規定が盛り 込まれたものである。
- ④ 「医療機関(合弁、合作に限る)」については、2011 年版で規制類から外れたが、2015 年版で再び規制類に変更されている。新たに増加した禁止類には、地質調査、ネット出版、文化財オークション等がある。タバコの卸売・小売は制限類から禁止類に変更された。中国法律事務コンサルティングは従来から外国法律事務所は従事できなかったが、今回明確に禁止類に盛り込まれた。
- ⑤ これまで注記2として「国務院専門規定や産業政策に別途規定があるものは、それに従う」とあったがこれは削除され、注記1に別途従うべき規定として「投資協定」と追加がされている。

また、新しい『目録』において制限業種及び禁止業種に指定されている業種について、現在の状況を整理すると<図表 I -1-6>のとおりとなる。

< 図表 I - 1 - 6 > 『外商投資産業指導目録』に規定されている外国投資の制限業種及び禁止業種

	制限業種	禁止業種
農林牧水産業	1. 農作物の新品種の育成と種子の開発・生産 (中国側マジョリティ)	1. 我国の希少特有優良品種の研究開発、養殖と栽培、関連繁殖材料の生産(栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む) 2. 農作物・種畜禽・水産種苗の遺伝子組換品種の選択育成及び遺伝子組換種子(苗)の生産 3. 我国管轄海域と内陸水域の漁業
採掘業	<ol> <li>特種、希有石炭の実地調査と開発 (中国側マジョリティ)</li> <li>貴金属(金・銀・プラチナ)の実地調査と採掘</li> <li>グラファイトの実地調査と採掘</li> <li>リチウム鉱の採掘と選鉱</li> </ol>	<ul><li>4. タングステン、モリブデン、すず、アンチモン、ホタル石の実地調査と採掘</li><li>5. レアアースの実地調査、採掘と選鉱</li><li>6. 放射性鉱物の実地調査、採掘と選鉱</li></ul>
製造業	6. 大豆油、菜種油、落花生油、綿実油、チャ種油、ひまわり種子油、棕櫚油等の食用油脂加工(中国側マジョリティ)、米・小麦粉・原糖の加工、ともろこしの高度加工 7. バイオ液体燃料(燃料アルコール、バイオディーゼル・オイル)の生産(中国側マジョリティ) 8. 出版物の印刷(中国側マジョリティ) 9. タングステン、モリブデン、すず(すず化合物除外)、アンチモン(酸化アンチモンと硫化アンチモンを含む)等の希少金属の製錬 10.レアアースの精錬と分離(合弁、合作に限る) 11.自動車完成車、商用車とオートバイの製造:中国側の出資が50%を下回らない、同一の外国類資者は国内で二社(二社を含む)以下の同類の共資者は国内で二社(二社を含む)以下の同類の共資者は国内で二社(二社を含む)以下の同類単島の合弁企業を設立できる。中国側合弁パートナーと共同での国内その他自動車生産企業の合併の場合は、二社の制限を受けない。 12.船舶(ブロックを含む)の修理、設計と製造(中国側マジョリティ) 13.衛生テレビ放送地面受信設備及びその主要部品の生産	(一) 医療製造業 7. 「野生薬材資源保護管理条例」と「中国希少絶滅危惧保護植物目録」の中の漢方薬材料の加工 8. 漢方薬飲片の煎じ薬の蒸し、炒め、炙、焼成等の炮灸技術の応用と漢方薬秘密処方製品の生産 (二) 石油加工、コークス製造、核燃料加工業 9. 放射性鉱物の製錬、加工、核燃料の生産 (三) 専用設備製造業 10. 武器弾薬の製造 (四) その他の製造業 11. 象牙彫刻 12. 虎骨加工 13. 画仙紙、墨の生産
電力・ 熱エネルギー 力・ガス・ 水の生産と 供給業	14.小規模送電網範囲内の、単機容量 30 万 kW と それ以下の石炭蒸気圧凝縮火力発電所、10kW とそれ以下の石炭蒸気凝縮・抽出通用火力発電 所の建設、運営 15.人口 50 万人以上の都市ガス、熱エネルギー及 び供給・排水パイプラインの建設・運営 (中国 側マジョリティ)	14. 大規模送電網範囲外内の、単機容量 30万kWとそれ以下の石炭蒸気凝縮火力発電所、20万kWとそれ以 下の石炭蒸気凝縮・抽出通用火力発 電所の建設、経営
交通運送・倉庫・通信業	16.鉄道旅客輸送会社(中国側マジョリティ) 17.道路旅客輸送会社 18.水上輸送会社(中国側マジョリティ) 19.公務飛行、航空遊覧、撮影、鉱山探索、工業等 汎用航空会社(中国側マジョリティ)	15. 航空交通管制 16. 郵便会社、郵便の国内速達業務
情報伝送、ソ フトウェアと IT サービス	20.電信会社:増値通信業務(外資の割合が50%以下、イーコマースは除外)、基礎通信業務(外資比率は49%を超えないものとする)	

玉

	制限業種	禁止業種
卸売、小売業	21.食糧の買い付け、食糧、綿、大型農産品卸売市場の建設・経営 22.船舶代理(中国側マジョリティ)、外国船貨物代理(合弁、合作に限る) 23.ガソリンスタンド(同じ外国投資者の投資による、30社以上の支店を有する、複数のサプライヤーからの商品を販売するチェーン店は、中国側がマジョリティであること)の建設、経営	17. タバコ、葉巻、処理した葉たばこ及びその他タバコ製品の卸売、小売
金融業	24.銀行(単一外国金融機関及びそれに支配或いは 共同支配される関連方を発起人或いは戦略投資 者とする単一の中国資本商業銀行に対する投資 比率は20%を超えてはならない。複数の外国 金融機関及びそれに支配あるいは共同支配され る関連方を発起人或いは戦略投資者とする出資 比率は合計25%を超えてはならない。農村中 小金融機関に投資する外国金融機関は銀行系金 融機関でなければならない。) 25.保険会社(生命保険会社の外資の割合が50% 以下) 26.証券会社(設立時は、人民元普通株、外資株と 政府債権、会社再建の引き受けと推薦、外資株 のブローカー、政府債権、会社債権のブローカー と自社運営に限定。設立満二年後に条件に適合 する会社は業務範囲拡大の申請ができる;外資 の割合が49%以下)。証券投資ファンド管理会 社(外資の割合が49%以下) 27.先物取引企業(中国マジョリティ)	
リースとビジ ネスサービス 業	28.市場調査(合弁、合作に限る。中にラジオ TV の聴取・視聴調査に関しては、中国側の持分支配を要求) 29.信用調査と格付会社	
科学研究、技術サービス業	30.測量会社(中国マジョリティ)	20. 人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発と応用 21. 大地の測量、海洋の測量・製図、測量・製図航空撮影、行政区域境界線の測量・製図、地形図編制、世界行政区画地図・全国代政区画地図・全国性教学地図・地方性教学地図・True 3D地図編製、ナビゲーション電子地図の編制、地域性の地質地図作製、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、リモートセンシング地質等調査
水利、環境、公共施設管理		<ul><li>22. 自然保護区と国際重要湿地の建設、経営</li><li>23. 国家保護の中国原産野生動植物資源の開発</li></ul>
教育	31.高等教育機関(合作に限る、中国側主導) 32.普通高等・中等段階の教育機関(合作に限る、 中国側主導) 33.幼児教育機関(合作に限る、中国側主導)	24. 義務教育機関、軍事・公安・政治・ 党学校等の特殊教育機構

#### 第 I 部 各国・地域別政策・措置

	制限業種	禁止業種
衛生、社会 サービス	34.医療機関(合弁、合作に限る)	
文化、体育、 エンターテイ メント業	35.放送番組と映画の製作(合作に限定) 36.映画館の建設・経営(中国マジョリティ) 37.大規模テーマパークの建設・経営 38.公演ブローカー機関(中国マジョリティ)	25. マスコミ機関 26. 図書・新聞・雑誌の出版 27. AV 製品と電子出版物の出版・制作 28. 各レベルのラジオ放送信一ション)、テレビチャンネル(送信局、中ジオ・テレビチャン・の選にの対し、ラジオ・テレビが大きに、一のでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ
その他		<ul><li>34. 軍事施設の安全と機能に危害を加える行動</li><li>35. ギャンブル業 (ギャンブル類競馬場を含む)</li><li>36. 風俗サービス業</li></ul>
	国家法律規定、中国が締結あるいは加盟している 国際条約の規定により制限されるその他の産業	国家法律規定、中国が締結あるいは加盟している国際条約の規定により禁止されるその他の産業

<sup>(</sup>注)『外商投資産業指導目録』(2015年4月10日施行)による。

## 基準・認証制度

#### [個別措置]

## (1) 中国強制認証制度(CCC制度) <措置の概要>

中国では、対外貿易経済合作部・国家出入境検験検疫局の安全認証(通称:CCIBマーク)と、国家経済貿易委員会・国家質量技術監督局の電気・電子製品に対する安全認証(通称:長城(CCEE)マーク)が並存する制度となっていた。中国は、WTO加盟時までにこの二重認証を一本化することにより「3か月以内の認証取得」の実現など認証制度に係る改善を行うことを約束した。その結果、2002年5月、新たに中国強制認証(China Compulsory Certification)制度が創設され、同制度の対象品目には CCCマークが付されることとなった。従前の CCIB マーク及び長城マークの制度は 2003 年 4 月末をもって廃止された。

また、2008年1月、中国政府は、ファイアウォールやスマートカード OS 等13 品目の IT セキュリティ製品を強制認証制度の対象品目に新たに追加する旨発表した。これに対し、我が国は、中国政府と二国間協議を行うとともに、米国、欧州、韓国とも連携して 2008年及び 2009年の TBT 委員会で懸念を表明した。これらの働きかけの結果もあり、中国政府は当該措置の改正を行い、最終的には 2010年3月の TBT 委員会等で、当該措置が政府機関に適用されるものであり、国有企業の調達には適用されないことを発表した。なお、2010年5月より、中国政府は IT セキュリティ製品を対象とした当該措置を「国家信息安全産品認証」制度との名称で運用を開始している。

#### <国際ルール上の問題点>

二重認証の状態は改善されたものの、中国国外 にある工場の場合には認証取得までに時間がかか る場合がある。これは初回工場審査については海 外の適合性評価機関による実施が認められていな いためであるところ、当該問題点は、TBT 協定第6.4条(外国の適合性評価機関の国内における適合性評価活動への参加奨励規定)及び中国の加入に関する作業部会報告書パラグラフ195(外国の適合性評価機関に対する内国民待遇の確保)、同パラグラフ342、加盟議定書第1.2条に違反する可能性がある。

また、IT セキュリティ製品の強制認証について も、本件措置の政策目的に照らして不必要に厳格 な規制が導入されないよう(TBT 協定第22条)、 今後も動向を注視する必要がある。

#### <最近の動き>

製品安全、認証、標準化活動にかかる協力の覚 書が2007年4月に日中間で結ばれたのを契機に、 日中間の強制認証制度の円滑化に向けた議論を 行ってきた。現状、日中間で実務者級協議を開催 し、幅広く両国の制度に関する情報交換及び認証 制度の運用に関する議論を行っているところ。今 後とも、引き続き認証の運用面での課題改善を目 的として協議を継続していく予定である。

ITセキュリティ製品の強制認証については、 2010年3月に当該措置が政府機関に適用される ものであり、国有企業の調達には適用されないこ とが確認され、我が国産業界への悪影響は基本的 に払拭された。我が国は、2010年8月の日中ハ イレベル経済対話で本件を取り上げている。ま た、我が国は、WTO の場でも、2008年7月以降 の TBT 委員会において、IT セキュリティ製品 の強制認証制度について EU 等とともに懸念を表 明している。さらに、2009年11月以降のTBT 委員会においては、IT セキュリティ製品の強制 認証制度に加え、国家の秘密事項に当たらない情 報を暗号化する技術や製品の輸入・生産・販売 等を行う場合、国家暗号管理員会商用暗号管理 弁公室 (OSCCA) の許可が義務付けられる商用 暗号管理条例及び、通信、金融・鉄道・エネル ギー、政府機関、国家機密の4分類に関わるシス テムにて用いられる IT セキュリティ製品を中国 政府公安部が等級付け( $1\sim5$ 等級)し、3等級以上の場合は中国産をコア要素にすることを義務付けする情報セキュリティのレベル別保護管理法(Multi-Level Protection Scheme)について EU 等と共に懸念を表明している。

2013年以降、中国政府は強制認証制度の改正を実施しており、例えば、認証プロセスに関し、製造工場のランク付けを行い、優良工場で製造される場合においては、初回工場審査を認証後に実施することが可能となったり、中国国内への立地が条件ではあるものの、外国資本による認証機関、試験機関の登録を認めるといった改正が行われている。

## (2) 中国銀行業 IT 機器セキュリティ規制 <措置の概要>

2014年9月3日、中国政府(銀行業監督管理委員会、国家発展改革委員会、科学技術部、工業情報部)は、①中国銀行業における安全かつ制御可能な情報技術の採用比率を2019年までに75%に引き上げ、②中国銀行業に対するネットワークセキュリティ監査基準を構築し、銀行業専用の情報技術と製品のセキュリティ検査を強化することを内容とする「情報セキュリティコントロール技術の応用による銀行業のネットワークセキュリティと情報化に関する指導的意見」(以下「指導的意見」という。)を発出した。

さらに、2014年12月26日に、指導的意見を受け、銀行等が使用する情報通信技術に関連する製品やサービスに関して、中国国内の知的所有権に基づく製品の使用、中国独自の基準に基づく評価・認証、国境を越えたデータ流通の妨げとなる仕様の導入等を要求することを内容とするガイドラインをごく限られた一部の利害関係者にのみ発出した。続いて、2015年2月12日には、関連要件において「国別差別」は存在しない等の文言を含む、ガイドラインの補足説明を公表した。

各金融機関はガイドラインに基づき、2015年3月15日までに今年度計画及び5年間の全体計画

を提出することが求められている。

本指導的意見及びガイドラインは銀行業における情報技術製品に関する強制規格である蓋然性が高いが、いずれも TBT 通報がなされていないだけでなく、パブリックコメントの手続きにも付されていない。指導的意見及びガイドラインの補足説明は公表されているものの、最も重要なガイドラインは公開されていない。

#### <国際ルール Fの問題点>

2015年2月12日に公表されたガイドラインの 補足説明には、関連要件において「国別差別」が 存在しないと記載されているものの、一方で、未 公表のガイドラインには、中国国内の知的財産権 に基づく製品の使用を要求する規定が置かれてい るとされており、中国の規制を今後精査するとと もに、運用を注視していく必要がある。

仮に、中国国内の知的所有権(中国民間人等 が所有) に基づく基幹技術を用いた製品の使用が 要求されている場合には、中国における銀行業に 必要なセキュリティレベルが明確でないため、当 該義務付けの正当性(なぜ、中国民間人・法人等 が所有する中国国内の知的所有権使用が必須なの か)が不明である。また、中国独自の評価・認証 の内容によっては、その正当性についても同様に 懸念が生じる。これらの義務は、中国民間人・法 人等が所有する中国国内の知的所有権の使用許諾 取得等の必要性や手続面からみて、正当な規制上 の根拠に基づくものとは言えず、海外ベンダー等 にとって相対的に不利な条件となる場合には、海 外産品に対する不利でない待遇の確保(内外無差 別の原則) を義務づける TBT 協定第2.1 条に違反 するおそれがある。加えて、これらの義務は、正 当な目的(中国における銀行業に必要なセキュリ ティレベル)の達成のために必要以上に貿易制限 的である場合には、TBT協定第2.2条に違反する おそれもある。

本規制は TBT 通報や公表がなされておらず、 強制規格案等を事前に WTO に通報し、意見を募 集することを義務づける TBT 協定第 2.9.2 条や利 害関係者に制定されたすべての強制規格等を速や かに公表等することを義務づける同協定第 5.8 条 等に違反するおそれがある。

#### <最近の動き>

2015年3月3日、情報通信機器業界5団体が連名で、中国政府に対し本制度への懸念を伝達すべく意見書を提出した。また、同年3月13日、我が国政府からも中国政府に対して、わが国の懸念について申入れを行った。他、2015年3月以降、TBT委員会において、米国・EU・カナダと共同で本件に対する懸念を表明している。これを受け、2015年4月、中国政府はガイドラインの施行を延期し、現在、ガイドラインの内容の見直し作業が行われている。引き続き、関係国・関係事業者と協力し、二国間協議、TBT委員会を含む各種委員会や多国間会合の場等を活用しつつ、制度の是正を促していく。

## (3) 中国サイバーセキュリティ法案 <措置の概要>

2015年7月6日、中国政府がサイバーセキュリ ティ強化を図る新規定「サイバーセキュリティ法 案」を発表し、パブリックコメントを実施した(8 月5日まで)。本法案は「サイバー空間の主権及 び国家の安全の維持」を目的として、ネットワー クの構築・運営やサイバーセキュリティの監督等 に関する新規制を含むものである。具体的には、 (1) ネットワーク製品等に対し、新たに国家規格、 業界規格の策定および、ネットワーク基幹製品に ついて販売時のセキュリティ認証を義務化、(2)ク ラウドコンピューティング, ビッグデータなどの 技術の進歩に伴うネットワークデータの安全のた め、①公民の個人情報の保護、②重要情報インフ ラ(通信・放送、エネルギー、交通、金融、社会 保障、軍事用ネットワーク等) の事業者による個 人情報などの重要データの中国国内保存(個人情 報等のデータの海外持ち出しは安全評価が必要し、

などを規定している。

#### <国際ルール上の問題点>

本法案では、ネットワーク基幹製品、サイバーセキュリティ専用製品は、関連の国家規格や業界規格に従い、販売時には安全認証を得る必要があると規定されているため、製品に関する強制規格や適合性認証手続きが定められるものと考えられるが、本法案に基づく規制については TBT 通報がなされておらず、強制規格案等を事前に WTOに通報し、意見を募集することを義務づける TBT 協定第 2.9.2 条に違反すると考えられる。

なお、国家規格や業界規格の具体的内容は法案に記載されておらず、どのような基準となるか不明であるが、当該規格が国際規格に基づかない場合や、「サイバー空間の主権及び国家安全の維持」という目的と、規格や認証など具体的な措置との関係において、措置の内容が目的に比して必要以上に貿易制限的な場合は、TBT協定24条、22条に違反する可能性がある。

また、中国はWTO加盟時に、電気通信サービス、 金融サービス、コンピュータ関連サービス等、関連しうる分野の多くで内国民待遇の制限を行わない事を約束していることから、重要情報インフラの運営者が保有する個人情報等の定義が不明確であり、アクセスデータ等を含んだデータを国内保存する場合、マーケティング活動の問題となり得ることや、当該データの海外持ち出しも、具体的な措置の内容が、個人情報保護のために必要な範囲を超えて規制がなされる場合には、GATSの内国民待遇義務違反となる可能性がある。

#### く最近の動き>

2015年8月5日、情報通信機器業界等6団体が、中国政府に対してパブリックコメントへの意見書を提出すると共に、日本政府からも中国政府に対して同手続きにおける意見書を提出した。その後、二国間協議等の機会を捉えて本法案への懸念の表明を行っており、今後も本法案の動向を引き続き

注視するとともに、中国に対し是正を促していく。

## (4) 電子情報製品汚染予防管理方法 <措置の概要>

2005年9月にTBT 通報された中国の電子情報 製品汚染予防管理方法(以下、「管理弁法」という) は、2006年2月、信息産業部、国家発展改革委員会、 商務部、税関総署、国家工商行政管理総局、国家 品質監督検査検疫総局、国家環境保護総局の7機 関の連名で公布され、2007年3月に施行された。 管理弁法の目的は、廃電子情報製品による環境汚 染の管理及び削減、資源の節約、電子情報産業の 持続的開発の促進(第1条及び第2条)とされて いる。管理弁法は、電子情報製品(ラジオ、テレ ビ、コンピュータ、家庭用電子製品等) に含有さ れている有害・有害物質あるいは元素(鉛、水銀、 カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニー ル (PBB)、ポリブロモディフェニールエーテル (PBDE)) の一定割合を超える使用(生産、販売 及び輸入)を規制(第3条)し、違反者(設計者、 生産者、販売者及び輸入者)に対しては、弁法に 記載された機関(海関、工商、品質検査、環境保 護の部門)が、各自の職務責任の範囲内で処罰を 行う (第22条)。

管理弁法では、生産者又は輸入者に対し①環境保護使用期限の制定(第11条)、②有害有毒物質の名称や含有量の表示、③リサイクルの可否(いずれも13条)等が課され、弁法施行直後から運用されている。他方、④国家認証認可監督管理部門による「強制的な製品認証(第19条)の具体的方法」、強制認証となる製品のリスト(=「重点管理リスト(第18条)」)については、これまで制定されていない状況が続いていた。

2010年7月、対象製品を電気電子製品へ拡大し、 有害有毒物質の使用を制限するための認証制度 (合格評定制度)の導入を骨子とした改正法案「電 子電気製品汚染制御管理弁法案」を公表し、同年 10月、TBT 通報を行うも、実施がなされぬまま、 2012年6月に新たな改正法案が出され、2015年5 月にも更なる改正法案として「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法案」が公表された。

2016年1月、「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」(以下、「改正管理弁法」という)が公布。同年7月からの施行となっているが、有害物質の使用制限や適合評価の管理に関する詳細については、別途、「電器電子製品の有害物質使用制限の達成管理目録(第17条)」、「合格評定制度(第18条)」が制定される形となっており、内容は明らかになっていない。

#### <国際ルール上の問題点>

改正管理弁法では、有害物質の使用制限の具体 的内容や適合評価手続きといった、事業者が本改 正弁法に対応するために必要なルールは別途定め るとされており、その内容及び公布時期は明らか になっていない。このまま本年7月という非常に 短い準備期間で新規制が実施されれば、事業者の 対応が間に合わず、貿易を阻害する大きな要因に なる可能性がある。

#### <最近の動き>

2010年10月にTBT通報された認証制度の方法、対象製品についてEU及び日本から懸念を表明し(2011年3月のTBT委員会)、自動車・電池・部品等を本リストから除外することを要望しているが、これに対し中国から明確な回答は無かった。2013年7月には、現地民間団体が主催するセミナーに出席した信息化部の幹部と認証制度について意見交換するとともに、先方に対し、認証に際しては日米欧と同様の自己認証制度を認めるよう、要望を行った。

2015年11月にTBT委員会の機会を利用し、中国に懸念を表明すると共に、①TBT通報の実施、②合格評定制度の内容の明確化、③自己適合宣言の導入を要望したが、今回の改正管理弁法の公布では、いずれも反映されていない状況。

我が国のエレクトロニクス業界は中国国内において多数の製品を製造・販売しているため、詳細

が不透明なまま改正管理弁法が施行されれば、大きな混乱が発生することが懸念される。今後も、TBT 委員会を始め2国間の協議を通じ、公平な意見聴取、透明性の確保(関連規程の明確化)、十分な猶予期間の設定等国際的に公平で開かれたルールの作成及びその適切な運用を働き掛けていく必要がある。

### (5) 化粧品新原料規制

#### <措置の概要>

中国政府の国家食品薬品監督管理局(SFDA、2013年3月から国家食品薬品監督管理局、CFDAに改組。)は、2009年12月、化粧品の安全確保による消費者保護を目的として、「化粧品行政許可申告受理規定」(以下、「本規定」という。)を公表した(施行は2010年4月。TBT通報は2010年3月に行われた。)。これにより、化粧品生産業者または輸入業者は、化粧品新原料の使用時又は初回の輸入前にCFDAに許可申請を行い、CFDAの審査を受ける必要が生じた。

CFDA は、2011年5月、化粧品新原料の申請及び評価を行う際のガイドラインとして、「化粧品新原料申請及評価指南」(以下、「本ガイドライン」という。)を公表した(施行は同年7月。TBT 通報は同年6月に行われた。)。本ガイドラインにより、化粧品新原料の定義、遵守事項、申請手続、評価原則等が一定程度明確化された。

本措置は導入後5年間が経過しているが、新原料の登録実績は世界中からの申請で4件に過ぎず、新原料を含む化粧品の生産及び輸出ができない事態が継続している。その他、本措置に関し、我が国は以下の懸念を有している。

まず、本ガイドライン第3条(II)2(2)によれば、 新原料は複合物質であってはならないとされており、単一物質での申請、安全性評価を要求している点である。植物エキスや発酵液等の中には、実 質的に溶媒と新物質に単離困難な原料があること や、また、仮に単離したとしても、その工程中に 化学的変化が起こり、実際に化粧品に配合される 原料とは別の物質になる可能性があり、安全性の 適正評価とはならない。日米欧を含む多くの国と 同様に、最終製品に配合されているものと同物質 で申請を行うことが、新原料の安全性確保の観点 からも望ましいと考えられる。

また、情報開示及び情報公開にも改善の余地がある。中国政府は、新原料の審査において、製造工程における手順・反応プロセス・反応条件の詳細等の企業秘密にかかる内容の開示を要求するケースがあるほか、審査終了後、当該情報をSFDAのウェブサイト上に掲載した事例がある。CFDAは2014年1月に、2014年4月以降の新規原料許可の運用規定変更に関するパブリックコメントの募集を行っており、新原料の許可を企業毎の許可と規定し、4年間は製造方法等の企業秘密を告示しない等の考え方を示すと共に、2月にWTO-TBT通報が公開されている。これにより情報開示及び情報公開の改善が行われ、新原料許可が加速化される可能性があるものの、詳細については不明な部分も多い。

他方、2015年7月、本規定の上位法令である「化粧品監督管理条例」の改正案が公表され、高リスクの物質については登録対象とし、低リスクの物質については報告のみとする制度の導入が検討されている。

#### <国際ルール上の問題点>

TBT協定 2.2 条及び 5.1.2 条において、「強制規格及び適合性評価手続は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。上述のとおり、中国政府は、本規制案の目的は、化粧品の品質安全の確保と主張しているが、新原料の登録が進まない点については合理的理由を説明していない。また、単一物質の申請・安全性要求をはじめとする本措置は、政策目的に照らして必要以上に貿易制限的である疑義があり、これらの条文に違反する疑義がある。

#### <最近の動き>

我が国は、2011年6月のTBT通報に対して、また2012年6月には中国政府のTBT照会所に対して、懸念を表するコメントを送付した。また、2011年11月以降のTBT委員会においても、TBT協定整合性上の疑義等について問題提起を行い、科学的根拠のない規制は緩和し、審査基準・審査手続を明確化すべきことを要望してきている。なお、当該委員会においては、米国及び欧州も同様に懸念を表明している。

我が国としては、2015年7月に公表された化粧 品監督管理条例の改正案と本規定との関連も視野 に入れ、本件に関する動向を引き続き注視すると ともに、関係国と連携しつつ、本規制の改善を求 めていく。

#### (6) 化粧品ラベル規制

#### <措置の概要>

2014年11月15日、中国化粧品表示規則が公布され、12月12日付で中国国務院食品薬品監督管理部門(CFDA)よりTBT通報がなされた。施行日は2015年7月1日を予定。本法の目的は、化粧品市場の監督管理を強化し、消費者の権益を保護することである。本法案の主な内容は以下の通りである。

- ①化粧品ラベルを貼り付けや、切り取り、修正の 方法で修正、補足してはいけない。
- ②生産者名、全成分表示、品質保証期限等の記載 事項をラベルへ記載しなければならない。記載 事項に、実際の生産加工者も含まれる。
- ③効果効能試験の結果を製品に表示した場合、当 該試験の詳細が記載されたレポートが、CFDA が指定したホームページで公示され、監督を受 けなければならない。

#### <国際ルール上の問題点>

②については、ラベルに生産者の名称等を記載 することを要求する目的は、違法製品の法的責任 を追及しやすくするためと説明されているが、消 費者にとっては、品質問題等があった場合にその 責任を負う者が誰であるかが重要な情報と考えら れるところ、品質責任を法的に担保する企業の記 載のみで足り、実際の生産加工者の記載までを要 求する必要性は説明されていない。よって、その 措置の目的に照らして必要以上に貿易制限的であ り、TBT 協定 22 条に違反する可能性がある。

また、③については、効果効能試験の詳細を記載したレポートをホームページで公開することにより、消費者に対する情報提供と、企業による商品の技術内容の向上を促すことが目的とされている。しかしながら、効果効能試験のレポートの詳細を知らないことによって、消費者が購入する際に適正な判断が妨げられていること等、当該情報の提供を強制する必要性が説明されていないので、目的に照らして必要以上に貿易制限的であり、TBT協定 22 条に違反する可能性がある。

#### <最近の動き>

本法案の TBT 通報に対して、2015年1月に中国政府の TBT 照会所に対して、懸念を表明するコメントを送付した。また、2015年3月以降のTBT 委員会や二国間での働き掛けを積極的に行い、本法案の改善を求めている。

①の規制については、条文上は、現在認められている貼り付けによるラベルが引き続き認められるか否か直ちに明らかではないが、貼り付けによるラベルが禁止され、印刷によるラベル表示が義務付けられるとすれば、貼り付けによるラベルが禁止された後は、中国向けについては、中国専用のパッケージを最初から製造しなければならなくなる。このため、中国の TBT 通報に対して送付したコメントにおいて、引き続き貼り付けによるラベルを認めることを明示的に規定するよう要請している。

貼り付けによるラベルを禁止する目的として、 遠法企業がラベルを何度も貼り直すことを防ぐこ とが謳われているが、剥がれにくい貼り付けによ るラベルでもその目的を達成することはできると 考えられるので、印刷表示以外を認めないのであれば、必要以上に貿易制限的であるとして TBT 協定 2.2 条に違反する可能性がある。

2015年6月のTBT委員会において、中国より、貼り付けによるラベルは引き続き認められる旨の発言があり、当初の施行日であった2015年7月1日経過後も施行は延期されている。貼り付けによるラベルが継続的に認められることが確実となるかどうかを注視すると共に、その他の懸念点(実際の生産加工者の表示、効果効能試験の詳細レポートのホームページでの公開)についても、TBT委員会や二国間での働き掛けを積極的に行うことにより、改善を求めていく。

## (7) 化学物質規制

#### <措置の概要>

2010年10月15日、「新規化学物質環境管理弁法」が施行された。中国国内の新規化学物質の生産・輸入の管理のために、生産前・輸入前の申告を義務付けるものである。生産前・輸入時の申告対象となる新規化学物質とは、中国現有化学物質名録に記載のない化学物質を指す。

本法では、生分解性試験(活性汚泥等の微生物源により、化学物質が一定期間に分解される割合を測る試験)、魚類急性毒性試験(化学物質に一定時間暴露された魚類の致死率を測る試験)及びミミズ急性毒性試験(化学物質に一定時間暴露されたミミズの致死率を測る試験)の3つの生態毒性試験は、中国国内で飼育繁殖された生物を用いて、中国国内で実施することが要求されている。化学物質の安全性試験については、OECDの定めるテストガイドライン(OECD テストガイドライン)が国際的に使用されているが、OECD テストガイドラインでは、これらの生態毒性試験に使用する生物種の原産地および試験所の所在国を指定してはいない。

本法に対応するためには、国際ガイドライン (OECD テストガイドライン)等に従って取得し た試験データを保有していたとしても、中国国内 で飼育繁殖された生物種を用いて中国国内でデータを再取得することが必要となり、円滑なビジネスの遂行に支障をきたしている。

#### <国際ルール上の問題点>

上記の3つの生態毒性試験については、中国国 内で飼育繁殖された牛物種を用いて中国国内で実 施することが定められている。しかしながら、同 一の生物種の生態的特性が原産地により異なると は通常考えにくく、仮に同一の生物種の生態的特 性が飼育繁殖条件により異なるということであれ ば、試験に用いる生物種の飼育繁殖条件を指定す れば良いと考えるところ、中国は、中国国内で飼 育繁殖された生物種を用いて試験を実施しなけれ ばならない理由を説明していない。特に、上記3 つ以外の生態毒性試験(藻類生長阻害試験等)に は同様の条件は定められておらず、生態毒性試験 の種類で条件を異ならせている理由も説明されて いない。これらの理由について合理的な説明が できない場合は、適合性評価手続きが必要であ る以上に厳重なものであってはならないという、 TBT5.1.2条に違反する可能性がある。

#### <最近の動き>

2014年2月、日本の化学業界からミッションを派遣し、中国当局へ制度の改善要求を実施した他、同年11月以降、2015年11月まで、TBT委員会開催中の二国間会合の場を活用し本制度に関する懸念を中国側へ表明した。今後、TBT委員会やその他のチャネルを通じて制度改善を促していく。

## サービス貿易

## [加盟に伴う約束]

WTO加盟前の中国では、主要なサービス分野における外資企業の参入は厳しく制限されており、例えば、流通業については限られた大都市と経済特別区において小売業の試験的な進出が認め

#### 第 I 部 各国・地域別政策・措置

られている程度であり、電気通信業については外 資企業の参入が禁止されていた。

加盟交渉の結果、中国は、各サービス分野について、外資企業に係る地理的制限や出資比率上限等の規制を、加盟後およそ5年以内に段階的に緩和、撤廃していく旨の自由化約束を行った。

## [実施状況・問題点]

以下に記すとおり、現在に至るまで加盟約束が 完全に履行されていない状況も見受けられ、中国 政府には今後更なる対応が求められる。

## [個別措置]

#### (1) 流通

#### <措置の概要>

中国は、WTO 加盟約束に従い、2004年6月1日に「外商投資商業領域管理弁法」を施行し、流通分野において段階的に外資制限や地理的制限を撤廃してきた。しかし、外国事業者は、本、新聞、雑誌及び音響映像製品の流通に従事できないか、又は内資企業に比し登録資本、操業期間、取り扱える出版物等の点で不利な扱いを受けている。

#### <国際ルール上の問題点>

中国はWTO加盟時に、小売の30店舗以上のチェーンストアを除き、本、新聞、雑誌の流通について、加盟後3年以内(小売業は1年以内)に外資制限を撤廃、自由な流通を認めることとしており、中国の上記規制措置は加盟約束に違反している可能性がある。

#### <最近の動き>

本件措置に関し2007年4月、米国は中国に対してWTO協定に基づく協議要請を実施したが、協議では解決に至らず、同年11月のWTO紛争解決機関会合でパネルが設置された(我が国及びEU等が第三国参加。詳細は、本章「貿易権」を

参照)。最終的に上級委まで争われるも 2009 年 12 月に中国の協定義務違反が確定した。履行措置期間は 2011 年 3 月までと設定されていた。

電子出版物については、2008年2月、新聞出版 総署が新しい「電子出版物出版管理規定」を公布、 「外商独資(外資100%企業)、中外合弁(外国企 業と中国企業とが出資して設立される企業)、中 外合作企業(中国側と外国側がそれぞれ出資方法、 利益の配分、資産の分配等を予め契約に定め設立 する企業)が電子出版物の総卸売、卸売業務に従 事してはならない」という条項は削除された。

図書、新聞、雑誌に関しては、2011年3月に、 新聞出版総署が出版管理条例(2001年)の改正を 公布・施行し、中外合弁、中外合作、外商独資企 業による「発行」業務が追加された。さらに、国 家改革発展委員会・商務部は、2011年12月に「外 商投資産業指導目録(2011年改正) を公布し、 2012年1月から施行されている。その中で、図書、 新聞、雑誌の総発行・輸入業務、音響映像製品及 び電子出版物の輸入業務及び電子形式による音楽 流通サービスが禁止類(投資不可)から削除され、 制限類(特別な許認可取得の上、投資可能)にも 含まれていないことから、容認類(一般的な許認 可取得の上、投資可能) になったと考えられる。 2015年4月10日に施行された「外商投資産業指 導目録(2015年改訂版) においても、図書、新聞、 雑誌、音響映像製品、電子出版物の輸入業務は制 限類、禁止類に含まれていないものの、今後の施 行状況を引き続き注視していく必要がある。

他方、自由貿易試験区内での自由化の取り組み は進んでおり、2015年4月8日、上海、広東、天 津、福建四つの自由貿易試験区に適用される「国 務院弁公庁自由貿易試験区外商投資参入特別管理 措置(ネガティブリスト)印刷発効の通知」が公 布された。流通関連では、以下がネガティブリス トに含まれている。

No. と領域	ネガティブリスト
(二十六) インターネッ	61. インターネットニュースサービス、ネット出版サービス、ネット視聴番組サービス、ネッ
トと関連サービス	ト文化経営(音楽を除く)、インターネット接続サービス営業場所、インターネットマス情報
	発信サービス。(上述サービスのうち、中国が WTO 加盟約束ですでに開放した内容を除く)。
(四十六) ニュース出	103. 図書、新聞、雑誌、音像製品、電子出版物の出版・製作業務経営への投資禁止。雑誌
版、ラジオ映画、金融	紙面経営を禁止する。
情報	105. 映画、ラジオ・テレビ番組、美術品・デジタル文献データベース及び出版物等の文化
	製品の輸入業務を禁止する(上述サービスのうち、中国が WTO 加盟約束ですでに開放し
	た内容を除く)。
	108. 海外メディア(外国と香港、マカオ、台湾地区の新聞社、雑誌社、図書出版社、音響
	映像出版社、電子出版物出版社及びラジオ、映画、テレビ等マスメディア機構を含む)は、
	中国国内に代理機構或いは編集部を設立してはならない。代表処を設立する必要がある場
	合は、審査批准を経る必要がある。
(四十七) 映画製作、	111. 映画館の建設、経営は中国側マジョリティであること。映画放映は中国政府規定の国
発行、放映	産映画と輸入映画放映の時間比率に適合していること。放映単位年の国産映画放映時間は
	年間映画放映時間総和の 2/3 を下回らないこと。
(五十) すべての業界	121. 「外商投資産業指導目録」の禁止類及び「合弁に限る」「合弁、合作に限る」「中国側マジョ
	リティ」「中国側相対支配」と外資比率要求のある項目は、外商投資パートナー企業を設立
	してはならない。

## (2) 建設、建築・エンジニアリング <措置の概要>

建設サービスについては、加盟時の約束に従い2002年9月に「外商投資建築業企業管理規定(建設部・対外貿易経済合作部令第113号)」を公布し、100%外資法人が容認されることとなった。また、2003年9月には実際に我が国建設企業による最初の100%外資法人が認可された。

しかし、当該現地法人が資質証(建設業許可証)を取得するためには、特級、1級、2級、3級といった資質の等級ごとに資本金、技術者数に関する要件が課されており、等級ごとに施工できる工事規模が限定されている。また、2007年に改訂された「特級」資質申請基準においては、一定以上の純資産額、営業税納付額、銀行信用額のほか、技術センターの設置、特許保有義務が課せられた。なお、専門工事業においては、一部下請け発注を認める改正があったものの、厳しさは緩和されていない。中央政府は、建設市場の適正管理、不適格業者の排除を目的に様々な制度の改革を実施しているが、資質等級による工事規模の制限等を課すことで外国サービス提供者の能力に見合う工事施

工の妨げとなっているのみならず、100%外資法人は、外国投資によるプロジェクト等の一部の工事しか受注できないなど、実質的な参入障壁が解決されておらず、逆に規制強化と言える分野もある。なお、従来、現地法人を持たない外国建設企業であっても中国国内における建設工事を直接受注することが可能であったが、2005年7月より外国のサービス提供者は現地法人を設置しなければ受注することができなくなり、WTO加盟前と比較してサービスの提供が一層困難となった。

建築・エンジニアリングサービス等については、2002年12月より実施されている「外商投資建設工事設計企業管理規定」(以下、「設計規定」という)における要件を緩和した「外商投資建設工事設計企業管理規定実施細則」(以下、「細則」という)を2007年に公布した。「設計規定」では、外資建設工事設計企業が建設工事設計企業資質を申請する場合、中国登録建築師、登録工程師資格を取得した外国サービス提供者の人数は、それぞれ資質等級別基準規定による登録営業人員総数の1/4を下回ってはならず、関連する専業設計の経験を持つ外国サービス提供者の人数は資質等級別基準の

規定による中堅技術者総人数の1/4を下回ってはならないとした要件があるが、「細則」によれば「設計規定」の上記要件を満たしていない場合には中国人の登録建築師と登録工程師を雇用することで1/4以上の人員を確保することを認める等、関係要件を緩和する内容となっている。他方、「設計規定」では、資質取得にあたって外国系企業の海外業績が考慮されることとなっているものの、海外の業績に関する具体的基準は明記されていない。また、設計士資格を保有する者でないと、中国設計院(設計会社)に許可申請が出来ない等の制限も存在する。

#### <国際ルール上の問題点>

建設サービスについて、中国は、WTO 加盟に際し、外資比率が過半数となる合弁建設企業の設立を容認するとともに加盟後3年以内に100%外資による現地法人の設置を容認しており、また、建築・エンジニアリングサービスについても中国は加盟に際し、建設と同様に外資比率が過半数の合弁企業を容認するとともに、加盟後5年以内に100%外資による現地法人の設置を容認するとの約束を行っているものの、法人が実際に事業に参入するに当たり、必要以上に加重な受注事業の限定等の制約を課しているため、結果的に外資サービス提供者が中国市場に参入できない状態にあることは、加盟約束に違反している可能性がある。

#### <最近の動き>

建設サービスでは、引き続き直接受注は認められておらず、受注できる工事が制限されており、我が国建設企業の施工能力に見合った工事案件が受注できていない。また、建築・エンジニアリングサービスにおいても、外資系企業の海外業績の考慮に関する具体的基準は未だ不明確なままである。加えて、一部の地方政府の中には、プロジェクト毎に必要性に疑義のある現地法人(分公司)設立義務を要求しているところも見受けられる。我が国は 2009 年のサービス貿易理事会(中

国 TRM) で、制度の詳細や加盟約束との整合性について確認・指摘を行ってきたが、満足な回答は得られていない。

今後とも法整備及び運用の動向について注視 し、様々な機会を捉えて改善を求めていく必要が ある。

### (3) 電気通信

#### <措置の概要>

中国はこれまで、経営範囲、出資比率、営業地域、最低資本金等の制限を段階的に緩和している(2015年4月施行の「外商投資産業指導目録(2011年改正)」及び国務院が2008年9月に改正・施行した「外商投資電信企業管理規定」によれば、出資比率が49%を超えない範囲で外資企業の基礎電信業務の提供を認めている(なお、2008年3月、国務院は中央官庁改革により電気通信産業の主管を「情報産業部」から「工業・情報化部」に変更している)が、実際には以下に掲げられる問題等により、外資企業による中国の電気通信業への参入は順調には進んでいない。

#### ①電気通信業務

2002 年 11 月に施行された「外商投資電信企業管理規定」第 4 条により、外資の電気通信企業は、基礎電気通信業務、付加価値電気通信業務を取り扱うことが可能であり、これら基礎電気通信業務及び付加価値電気通信業務については、2003 年 4 月から施行されている「電気通信業務分類目録」に具体的な分類が列挙されている。しかしながら、これらのうち、外資が提供可能であるサービスは限定的であるとの実態があり、結果として、中国に参入している日系通信事業者を含む外資系通信事業者が、現地日系企業等からの要望も高いデータセンタサービス、インターネット接続サービス等を提供する上で、大きな障害となっている。

この点、2010年5月、国務院は「民間投資の健全な発展を奨励・指導することに関する若干の意見」を公布し、民間資本が資本参加の形で基礎電

気通信の運営市場に参入することを認めることにした。また、2012年12月に開催された2013年全国工業・情報化工作会議では、移動通信の再販業務やアクセス網業務の試行への民間参入を推進することを表明した。移動通信の再販については、工業・情報化部が2013年5月に発出した「移動通信再販売業務の試行展開に関する通告」により2015年12月末まで試行的に実施されていたが、試行申請の要件として「海外上場会社の場合には外資等の株式割合が10%以下で筆頭株主が中国の投資者であるときに限る」とされていた。

#### ②電気通信法の制定状況

WTO 加盟時の約束に沿った電気通信事業の基本法たる「電信法」は2016年2月現在、未だ公布・施行はされていない。

③外国産ドラマ・アニメの放送制限規制、総量規制の緩和・撤廃、およびコンテンツ輸入審査基準の明示・緩和等

2006年9月からプライムタイム(17~20時) における海外アニメの放送を禁止しており、また 2008年5月からは、この禁止時間が21時までに 延長されている。また、同時間帯以外でも中国産 ドラマ・アニメと外国産ドラマ・アニメの放映比 率が定められている等、外国産ドラマ・アニメの 放送に係る総量規制が存在する。また、毎年年2 回(1月、7月)、国家新聞出版広電総局(中国の ラジオ・テレビ放送、映画などのメディアを統括 し、関連政策、規制などをつかさどる国務院直属 の機関)が外国産コンテンツの輸入審査を行って いるようであるが、その審査基準が不明確であり、 中国へのコンテンツ輸出の大きな障害となってい る。2012年2月、国家新聞出版広電総局は、「海 外テレビドラマ・映画の輸入及び放送への管理通 知 | を施行し、50 話以下のドラマ作品のみ海外ド ラマ作品の輸入申請を認めることとしたほか、19 ~ 22 時における海外ドラマ作品の放送を禁止す るなど海外のコンテンツ作品の輸入審査・放送管 理を強化している。

インターネット上の動画についても、広電総局が2014年9月に発出した「ネット上の海外映画・ドラマ管理の確実な実施の更なる推進に関する通知」(204号文件)において、各動画サイトが年間で輸入・放送する海外映画・ドラマは前年度に購入し放送した国産映画・TVドラマ総数の30%を超えてはならないことなどが規定されているほか、向こう一年間に配信する予定の全ての海外映画・ドラマを公電総局に審査申請し、事前に許可を受けなければならない等の規定が存在する。

また、2015年3月31日、文化部は、「未成年を違法犯罪に導き、暴力・ポルノ・テロ行為・社会道徳に害を与える内容のアニメ作品を規制対象とする」旨のプレスリリースを行い、同年6月9日、規制対象となる作品リストが公表された。これは、中国の2つの管理規定(インターネット文化管理暫定規定、インターネット視聴番組サービス管理規定)および規定内に定められた審査基準がに基づき、各地の法執行機関が審査した結果であり、規制対象となった作品は配信停止が求められる。本規制は、国内外のアニメ作品を対象としているが、今回公表された規制対象リストでは、そのほとんどを日本作品が占めている。このように、インターネット上の動画配信についても管理が強化されつつあるといえる。

#### <国際ルール上の問題点>

WTO加盟以前の中国では、電気通信サービス販売を厳しく制限し、外資の参入を禁止していたが、加盟時に以下のような約束を行っており、上記に掲げられた措置は実質的に加盟約束に違反している可能性がある。

- ①基本電気通信サービス(公衆の通信インフラ設備やデータ通信・音声通信サービス等)のうち、 国内・国際電話等のサービス:外資出資上限 49%
- ②移動体通信サービス:外資出資上限49%
- ③情報・データベース検索等の付加価値サービス:

外資出資上限は50%

また、中国は同時に電気通信に関する参照文書 についても約束しており、「免許条件の公の利用 可能性」等約束事項への違反がないか、注視する 必要がある。

#### く最近の動き>

上記の他、我が国は最低資本金規制の撤廃、外 資規制の撤廃・緩和等に関して、WTOドーハ・ ラウンド交渉、日中経済パートナーシップ協議、 中国 TRM 等を通じ、中国に対し要望・加盟約束 の履行を促してきたが、今後は日中韓 FTA 及び RCEP といった通商枠組において電気通信サービ スの規制状況を注視する必要がある。また、コン ピュータ関連サービスなどの隣接サービスにも WTO上の約束に反する形で通信サービスの規制 が過度にかかってくることにならないか、注意が 必要である。なお、2013年9月に開設された中国(上 海)自由貿易試験区においては、開放に向けた動 きも一部見受けられることから、同試験区におけ る動向も注視していく必要がある。

工業情報化部が2015年6月19日付で公布した「オンラインデータ処理と取引処理業務(経営類電子商取引)の外資持分比率制限の開放に関する通告」(工信部通[2015]196号)により、従来50%が上限とされた外資持分制限が撤廃された。

### (4) 金融

#### (保険)

#### <措置の概要>

2006年6月、国務院は、WTO加盟時の約束を 果たし、対外開放を進める旨の記載のある「保険 業の改革及び発展に関する10の提言」を公表した が、外資系保険会社に対する認可に係る期間が長 期化している等、免許・支店(現地法人含む)・商 品等の認可に係る行政手続の透明性に課題がある。

2010年5月4日、外資が中国地場保険会社に資本参加することに関し、中国保険監督管理委員会(以下「保監会」という)は『保険会社持分管理弁法』

を公布した。それによると、外資株主の出資・資本参加比率が会社登録資本金の25%を満たない保険会社の場合は、以下の条件を満たせば、単一株主(関連側も含む)による20%超の出資が認められることとなった。具体的には、外国金融機関が単一株主として保険会社の15%以上の株式を保有し、または15%未満の株式を保有しているが、保険会社を直接または間接に支配できる主要株主で、継続的な出資能力を持ち、直近3年の会計年度で黒字決算となっていること、純資産が2億元を下回っていないこと、良好な信用を持ち、かつ業界をリードする地位にあることが単一株主の資本参加率上限を外すための条件として示されている。

また、『保険会社持分管理弁法』の第5条(外 資出資比率または持株比率が25%以下の保険会社 について、2以上の保険会社が同一機関の支配下 にある場合には、利益の衝突または競争関係のあ る同類の保険事業を経営してはならない)にて、 いわゆるダブルライセンスを禁止しているが、上 述の支配基準について明確な基準が現時点で示さ れていないという問題がある。

また、再保険業務につき、2009年10月より実施された新しい『保険法』は「国内優先再保険」の関連規定を削除した。これに応じて、2010年5月21日に改正された『再保険業務管理規定』(保監会、2005年)も内容が調整された。これにより、外国保険会社が「国内優先再保険」に規制されなくなり、中国地場保険会社と平等に競争できるようになった。しかしながら、外国保険会社は保監会の認可を得ない限り、その関連会社との再保険取引が禁止されている(第23条)。

#### <国際ルール上の問題点>

自動車保険については、2006年7月1日より 正式に自動車交通事故責任強制保険条例が施行され、強制保険と任意保険が分離して運用されるようになり、複数の外資損保会社が任意自動車保険 の認可を取得した。しかし、外資損保会社が任意 保険を扱う場合には、強制保険を国内保険会社で 別途手配しなければならないため、内資保険会社 と比較した場合競争上不利であった。

2006年12月には、保監会は外資系保険会社に 対し、「外資系保険会社とその関連企業の再保険取 引情報開示の強化に関する通達」を発表。2007年 1月1日より実施され、外資系保険会社の情報開 示が一段と要求されるようになった。外資系保険 会社は、中国地場保険会社と同等な待遇を享受し ていない可能性があり、上記規定は加盟約束違反 である可能性がある。外資生保企業が中国に参入 する場合、合資企業の設立が義務付けられており、 外資の出資比率は50%が上限となっている。なお、 支店・現地法人の設立認可に関しては、経済上の 需要の考慮や免許発給数量的制限なしに免許が発 給される旨約束しているにもかかわらず、外資系 保険会社に対する認可については標準処理期間を 大きく超える事例が見られ、実質的に外資系保険 会社の参入が制限されている場合、加盟約束に違 反している可能性がある。

#### <最近の動き>

これらの措置について、我が国は2009年10月 のサービス貿易理事会(中国 TRM)で制度の詳 細や加盟約束との整合性について確認・指摘を 行ったが、満足な回答が得られていない。上記の とおり、『保険法』の改正により、外国保険会社が 中国の再保険市場で業務を展開する場合に『保険 法』の規制がなくなった。さらに、2015年10月 19日、「中国保険監督管理委員会『保険会社開催 保険類機構設立管理弁法』等八部規章改訂に関す る決定」(保監会令 2015 年第 3 号) により、「再保 険業務管理規定(2015改訂)」が公布され、旧第 23条の「外資保険会社は中国保険監督委員会の批 准を得ない限り、関連会社との再保険取引をして はならない」という規定が削除された。しかし、 中国国内の再保険業務はまだかなりの部分が「人 脈」で取るため、短期的には中国地場企業の独占 状況は変わらないと予想される。

自動車保険に関しては、2011年8月、保監会は「自

賠責保険制度の構築推進」と題するプレスリリースを発出し、「外資開放を積極的に研究する」旨述べた。続けて、2012年2月、中国国家副主席と米国大統領の面会時に発表された米中共同ファクトシートにおいて改めて対外開放の方針が示された。そして、2012年5月、自賠責保険制度の対外開放が実現した。日系損保会社については、2014年4月及び同年5月に保監会より自賠責保険の取り扱いに必要な2段階の認可のうち1段階目の経営範囲変更認可を取得し、同年11月には一部の日系損保会社が2段階目の商品販売認可を取得し、自賠責保険の取り扱いを開始した。

### (銀行)

#### <措置の概要>

人民元業務に関して、2006年12月より「外資系銀行管理条例」及び「外資系銀行管理条例実施細則」が施行されるとともに、「外資系金融機関管理条例」(2001年公布)は廃止され、外資系銀行に対する人民元業務は開放された。

もっとも、外資系銀行が中国の個人向けに全面 的に人民元業務を行うにあたっては、現地法人化 することが実質的な条件となっているほか、外国 銀行支店の中国国内個人向けの人民元業務につい ては1口当たり100万元以上の定期預金に限られて いる。なお、外国銀行の支店から現地法人に変わ ると中国の銀行と立場が同じになるが、その結果、 「1つの企業向けの融資は銀行の資本残高の10%以 下」などの規制が新たに課されることになる。

また、中国当局は不動産や株式への投機的資金 (ホット・マネー)の流入を防ぐために外貨流入 に制限をかける外債枠規制を設けており、総量規 制としての一定の効果はあるが、企業の資金調達 に支障が生じる場合には、中国経済の健全な発展 に影響を及ぼす懸念がある。

#### <国際ルール上の問題点>

中国は加盟後5年以内に、外資出資比率、業務、 法人形態等を制限する既存の信用秩序維持以外の 措置は撤廃するとしており、外資系銀行に課され る業務展開の条件等は加盟約束に違反している可 能性がある。

#### く最近の動き>

2010年9月、米国は、中国が人民元建でのカード決済を中国国内の業者に独占させ、外国のカード会社の参入を認めていない状況が、WTO加盟約束に反するとして、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を行った。その後、協議によって解決に至らず、2011年2月に紛争解決パネルが設置されたが、2012年7月にWTO紛争解決委員会は、人民元建てカード決済の中国国内業者の独占については立証なしとしつつも、中国国内業者に有利となるロゴ表示義務や端末設置義務等は、外国のカード会社を不当に差別し、WTO協定に違反しているとの判断を下した。2014年10月、国務院は外国カード会社にも人民元決済及び決済会社の中国国内での設立申請を認めるという規制緩和策を取り、外資企業に市場を開放した。

中国政府が2013年9月に開設した「中国(上海)自由貿易試験区」では、種々の分野で規制緩和が試行的に行われており、金融の分野でも2014年に入り、区内企業によるクロスボーダー人民元取引が使途等制限のもとで解禁されるなど、一連の金融自由化政策が導入された。(2月18日、人民銀行上海本部「20号通達」および2月20日「22号通達」、その他、2月21日、上海自由貿易試験区管委「26号弁法」(商業ファクタリング関連)、2月28日、外管局上海市分局「26号通達」(グループ企業間の国際的な外貨資金の集中決済・ネッティング・プーリング解禁)など。)

また、こうした「中国(上海)自由貿易試験区」における規制緩和の他地域への展開の動きもあり、上記「26号通達」で認められた外貨資本金の元転の緩和措置が7月4日の国家外貨管理局「36号通達」で国内16地域に、12月21日の国務院「65号通達」により、全国に展開されることとなった。

2014年12月20日に「国務院の『外資銀行管理条例』改訂に関する決定」(2014年12月20日

公布、2015年1月1日施行、中華人民共和国国務院令第657号)が公布され、外資銀行の参入と人民元業務の条件緩和が打ち出された。また、2015年4月8日、上海、広東、天津、福建四つの自由貿易試験区に適用される「国務院弁公庁自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)印刷発効の通知」が公布された。

2015 日 12 月 23 日付で「中国人民銀行・国家外 貨管理局公告 [2015] 40 号」が公布され、2016 年 1 月 4 日より、中国外貨取引センター(CFETS)の 取引システム運行の終了時間が 16:30 から23:30(北 京時間) に延長されるとともに、外国銀行も中国 外貨取引センターに申請し外為市場会員となるこ とで、インターバンク市場での人民元為替取引を 行えることとなった。

## (証券)

#### <措置の概要>

WTO 加盟に際し、中国政府が約束した証券業 の対外開放は、①合弁形態による証券投資ファン ド管理会社の設立において外資出資比率は加盟時 には33%まで、加盟後3年以内に49%までの出 資を認める、②加盟後3年以内に合弁形態の証券 会社の設立は認めるが、外資の出資比率は3分の 1を超えない。合弁証券会社は A 株の引受販売業 務を行うことができるが、A株の流通市場への参 入は認められない。また、中国側合弁相手は証券 会社である必要があり、合弁証券会社は親会社と 同じ業務ができない(いわゆる「競合禁止ルール」) といった規制がある。なお、2008年1月施行の「『外 資が出資する証券会社の設立規則』を改正するこ とについての決定」では、上場国内証券会社の株 式保有率は単独の国外投資家の持分比率は20%を 超えてはならず、国外投資家全体でも25%を超え てはならないとされている。

#### <最近の動き>

2012 年 4 月に中国証券監督管理委員会(以下「証 監会」という) は適格国外機関投資家(Qualified Foreign Institutional Investors: QFII)の投資額の総計を800億ドルまで拡大することを表明した。また、証監会は、同年8月、外資との合弁証券会社の外資比率の上限を33%から49%に引き上げる規則改正案を発表した。その後、2013年7月12日、証監会はQFIIの投資枠の総計を1500億ドルに引き上げると発表した。

また、クロスボーダー人民元取引規制の緩和として、2011年12月に人民元建て適格外国機関投資家(RQFII)が導入され、2012年11月に投資枠が2,700億元に拡大された。当初は香港の金融機関が対象であったが、その後、2013年には英国(ロンドン)向け800億元、シンガポール向け500億元、2014年にはフランス向け800億元、韓国向け800億元、ドイツ向け800億元、カタール向け300億元、オーストラリア向け500億元、カナダ向け500億元、2015年には韓国向け600億元、カナダ向け500億元、2015年には韓国向け600億元、シンガポール向け300億元と香港以外でも投資枠が拡大された。

更に、2014年11月には上海証券取引所と香港取引所間の相互取引が一定範囲(上海への投資における1日の上限は130億元、総額3000億元、香港への投資における1日の上限は105億元、総額2500億元)で可能になり、RQFIIによらなくても、外国投資家が香港取引所経由で上海市場での元人民元建て株式の取得が可能となった。

国家外貨管理局は2016年2月3日付で、「適格 国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規 定」(国家外貨管理局公告2016年第1号)が公布 され、適格国外機関投資家(QFII)による国内証 券投資枠取得について、資産規模や管理証券資産 規模に基づき算出される基礎限度額(上限50億 ドル)以下のの申請が届出管理に変更された。ま た、投資元本の対外送金が禁止される資金固定期 間を3か月に短縮する緩和措置も行われた。

中国人民銀行は2016年2月17日付で、「国外機 関投資家によるインターバンク債券市場への投資 に関連する事項のさらなる適切な遂行についての 公告」(中国人民銀行公告[2016]第3号)を公布し た。これにより、国外の銀行、証券会社、など機 関投資家は、中国人民銀行への届け出手続き完了 後、中国のインターバンク市場で債券取引を行う ことが可能となった。

## (金融情報)

#### <措置の概要>

2006年9月、中国国営新華社通信は「外国通信社の中国国内におけるニュース・情報発布管理規定」を公布し、即日施行すると発表。外国通信社が中国でニュースを配信する場合、新華社の事前許可を得ること及び同社の指定機関を通じて配信を行うことが義務づけられた結果、従前認められていた外国通信社による中国国内消費者への直接のニュース配信が認められなくなった。

#### <国際ルール上の問題点>

中国は、「金融情報の提供及び移転」に係る自由化約束を行っているところ、金融情報を含めた情報につき外国通信社に対してのみ配信規制が課されることは内国民待遇義務に違反している可能性がある。また、中国は、同約束表において、進出済の外国サービス提供者に認められた業務範囲等については、加盟時よりも制限的にはしない旨の約束も行っており、本規定はこれらの約束にも違反している可能性がある。

#### <最近の動き>

我が国は2007年11月の金融サービス委員会(中国TRM)で問題提起を行ったが、満足な回答は得られていない。2008年3月には、本件について米国及びEUが、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を実施(6月にはカナダも協議要請)。その後、同年11月13日、米国、EU、カナダは中国と中国国内での外国通信社の金融情報サービス配信規制を見直すことで合意。米国等の発表によると、中国は、①配信許可を付与する独立の規制機関を指定すること、②外国通信社が代理店等を通じて配信を行わなければならないとする要件を

撤廃する、等といった内容に合意したとされる。

これを受け、2009年4月に国務院新聞弁公室・ 商務部・国家工商行政管理総局が共同で『外国 機関の中国国内における金融情報サービス管理規 定』を公布し、2009年6月1日より実施した。同 規定では金融情報サービスが通信社サービスと異 なることを明確にし、そのため、外国機関が金融 情報サービスを提供する際に『外国通信社の中国 国内におけるニュース情報配信管理方法』(新華 通信社、2006年)の規制を受けなくなる。また同 規定では、新華通信社の代わりに、国務院新聞弁 公室を外国機関の中国国内での金融情報サービス の監督管理機関として指定した。同規定には「外 国機関が金融情報を配信する際に代理が必要しと の内容もない。その結果、外国機関が国務院新聞 弁公室の許可を得れば、中国国内で中国国内消費 者に向け直接金融情報サービスを提供できるよう になった。なお、2012年1月12日時点で、国務 院新聞弁公室は28社の外国金融情報サービス業 者に対して中国国内における金融情報サービスの 提供を許可している。

## 知的財産

## 「加盟に伴う約束〕

中国の知的財産保護制度は、同国の模倣品・海賊版等の不正商品問題の深刻化等を反映して、加盟作業部会において、加盟国側(特に先進諸国)が特に強く改善を求めた分野の1つであった。同部会での交渉の結果、中国は、加盟後直ちにTRIPS協定を遵守することを約束した。すなわち、TRIPS協定上の義務を、開発途上国等に係る経過措置の適用を求めることなく、加盟時点において遵守するとし、具体的に、専利法(特許・実用新案・意匠を含む)、商標法、著作権法等の法制をTRIPS協定に整合させるために改正・整備することを約束した。更に、権利行使に関しても、損害賠償額の適正化、差止制度の整備、行政

措置の強化、国境措置の強化、刑事罰の適用要件の緩和、更には一般人に対する教育・啓発等を通じ、TRIPS協定上の義務を履行することを約束している。

## [実施状況]

中国における知的財産の保護は、実体面では、 専利法、商標法、著作権法、反不正当競争法、商 業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定、集 積回路の回路配置図保護条例、技術輸出入管理条 例等、手続面では、民法通則、刑法、税関法、知 的財産権税関保護条例等により規定されている。 WTO 加盟に向けて国内法令を TRIPS 協定に整合 的な内容にすべく、数多くの新法令の創設・既存 法令の改廃が行われたほか、WTO 加盟後にも引き 続き関連規定の整備・拡充などが図られている。

また、2008年には、知的財産権の創造・活用・保護・ 管理の能力を向上させるイノベーション型国家の 構築を目指す「国家知的財産権戦略綱要(2008年6 月) | や、全国の知財保護活動の方針や具体的措置 を系統的に示した「2008年における中国の知財保 護行動計画」(2008年4月)を制定し、積極的に知 的財産権保護に取り組む姿勢を打ち出した。同年 12月には第11期全国人民代表大会常務委員会で改 正専利法が可決され、2009年10月1日に施行され た。さらに、2010年10月、「知的財産権の侵害及 び模倣品・粗悪品の製造・販売を摘発する特別プ ロジェクト活動方案」が国務院で可決され、全国 範囲における知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品 の製造・販売行為を摘発する特別プロジェクト活 動を集中的に展開した。また2011年11月には、全 国での知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・ 販売の摘発作業の指導を担う、全国知的財産権侵 害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発に関す る作業指導グループを設立した。さらに、「2012年 国家知的財産権戦略実施推進計画(2012年4月)」 において、知的財産権侵害撲滅体制の構築を強化 するため、司法・行政各部局が取り組むべき具体 的な措置項目が掲げられ、地方でも例えば広東省

で模倣品の撲滅を1つの目標とする三打両建活動が行われた(なお現在、三打両建活動は一応終了し、両建活動(市場監督体制の構築および信頼体制の構築)のフェイズに入っている)。

2012年8月や2013年3月には、行政執行の権 限拡大など執行面の強化を図る専利法改正案(意 見募集稿)が中国国家知識産権局(SIPO)から 公表され、2015年12月現在、国務院から送審稿 (政府内部での審議段階の草案) が公表されてい る段階であり、改正商標法についても、2013年 8月に成立、2014年5月1日に施行されるなど、 急速に改正作業が進められている。さらに、2014 年度版の国家知的財産権戦略実施推進計画(2014 年4月)では、インターネットを利用した権利侵 害品・模倣品の販売について特別行動を実施する 等の取り組みも挙げられている。また、この計画 では「知的財産専門法院の設立」も検討事項とし て掲げられていたところ、2014年中に北京、上 海、広州の三都市1に知的財産法院が設立されて いる。これにより、判断の統一による知財保護の 強化につながることが期待される。

2015年以降は、「国家知的財産権戦略を深化し 実施するための行動計画(2014 - 2020)」(2014 年12月10日公布)に明記された主要目標、主要 行動、基礎プロジェクト、保障措置等を実行し ていくこととされており、当該行動計画を受け、 2015年4月10日に策定された「2015年国家知的 財産権戦略実施推進計画」には重点活動タスクや 具体的施策が記載されている。

## [問題点]

中国における知的財産制度は、法制の整備という面のみについて見れば、いくつかの点については、なおさらなる改善が必要又は望ましいと考えられるものの、ほぼ TRIPS 協定に整合的な内容となったと考えられる。

他方、模倣品・海賊版等の侵害品の流通実態と いう点では、かねてから問題視されてきたように、 中国政府当局の取組にもかかわらず、最近に至っ ても改善を見せていない。2014年度に模倣被害 があったと回答した我が国企業のうち、64.1%が 中国(香港を含む)で製造、経由、販売・提供い ずれかの被害を受けているとする調査結果 (特許 庁[2015年度模倣被害調查報告書 | (2016年3月))、 及び、中国から輸出された知的財産侵害物品の差 止件数は29.274件で、過去最多であった前年に 次ぐ高水準にある。仕出し国の構成比においても、 中国の比率が全体の9割超(91.1%)であったと いう調査結果(財務省「平成27年(2015年)の 税関における知的財産侵害物品の差止状況 | (2016 年3月))は、これを裏付けている。かかる実態 を是正するためには、実体法制の整備だけでなく、 法制の適切かつ効果的な運用、司法・行政各部門 での取締りの強化など、運用面での取組のさらな る改善が必要である。また、そのような状況にも かかわらず、中国の国務院が2014年12月に発表 した「国家知的財産権戦略を深化し実施するため の行動計画」には、5年間で模倣品・海賊版の明 らかな減少を目指した「国家知的財産権戦略綱要 (2008年6月)」の目標を基本的に実現したとの 記述があり、認識の違いを埋めることも必要であ る。以下に、さらなる是正・改善が望まれる事項 を具体的に指摘する。

# (1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

知的財産権の保護には、まずは実体的な規定の整備が必要であるが、この点については、WTO 加盟を契機とした、中国の一連の法改正や、最近の商標法等の改正により改善が図られてきている点は評価できる。しかしながら、TRIPS協定及び国内法により規定されている知的財産権の保護

<sup>1</sup> これら三都市の法院は、それぞれ異なる職能となっている。北京では特許、商標等の行政権利付与、権利確定案件の審査及び処理を主とし、民事案件の審査及び処理も兼ねる。広州と上海では、特許等権利侵害の民事案件の審査及び処理を主とし、特許、商標等の行政権利付与、権利確定案件は審理しない

を実効的なものとならしめるために、民事手続・ 行政手続・刑事手続等を利用した権利行使(エンフォースメント)が、より迅速かつ効率的に、また、 公正かつ公平に実現されるよう、権利行使に関する制度が整備され、かつ、運用されることが不可 欠である。以下に、今後の中国における知的財産 保護において大きな役割を果たすエンフォースメント面での問題点を指摘する。

#### <国際ルール上の問題点>

#### ①不十分な行政上及び民事上の救済と刑事制裁

中国における知的財産権侵害に対しては、行政 上の取締り(行政当局による侵害行為の停止、過 料の課徴、侵害製品の差し押さえ及び廃棄等)、民 事上の救済(裁判所の判決に基づく差し止め、損 害賠償、謝罪広告による名誉回復措置等)、刑事 上の制裁(懲役、罰金等)が法令により定められ ている。

#### (行政上の取締)

行政上の取締りについては、中国政府も実施しているものの、その処罰内容については不十分な部分がある。この点、商標権侵害の場合、新商標法第60条は、商標権侵害に対する行政上の過料の最高額について、不法経営額(製造・販売した権利侵害品の価値)の5倍(不法経営額が5万元以上の場合)又は25万元以下(不法経営額がない又は5万元未満の場合)と、上限を引き上げており、類似の規定が2015年12月時点の専利法改正案送審稿にも含まれている。また商標法では5年以内に商標権侵害行為を2回以上行った場合やその他の重大な情状が認められる場合は、より厳重な処罰を科さなければならないとしており、その実効的な運用が期待される。

しかしながら権利侵害者が(作成が法的義務となっているにも拘わらず)故意に帳簿を作成しないといったことにより、不法経営額を正確に算定することは困難となっており、実際の不法経営額よりも低く認定される傾向があるため、十分な

抑止効果のある過料が課せられないとの指摘があ る。また、著作権侵害の場合、著作権行政担当部 局(版権局)による行政処罰が執行されるために は「公共の利益を損なった」ことが要件とされて いるが、著作権の侵害以上に何が要求されている のか、この要件の内容が不明確であり、捜査権限 を有しない権利者にとって過度の証拠の提出が求 められる場合があり、処罰のハードルが過度に高 くなってしまうことが懸念される。従って、要件 の削除、又は運用要件の明確化、過重な要件の緩 和等が望まれるところである。 なお 2013 年 1 月 に国務院法制弁公室から公表された意見募集稿で はこの「公共の利益の侵害」要件が削除されてい たが、2015年9月8日公表の著作権行政処罰実 施弁法(改訂パブリックコメント稿)には再度掲 載されており、今後の動向が注目される。更に、 再犯がかなりの頻度で発生している(経済産業 省「中国における知的財産権侵害実態調査」(2010 年3月)) ことから、追加の侵害の抑止を求める TRIPS協定第41条の観点から、処罰の強化が求 められる。税関における取締りについても、総担 保弁法の施行により手続の簡素化が実現されたも のの、更なる改善が求められる。具体的には、現 行の手続の改善(権利者の応答期間の適正化や確 認手続の更なる簡素化など)、侵害認定の際の保 管料等の権利者負担の廃止等が挙げられる。

また、中国で製造された模倣品等がその他のアジア諸国や中東等世界各地に輸出されており、不公正な形で国際貿易を歪曲させている可能性が指摘されている。更に、不当な原産地表示をした商品が発見される事例も数多く報告されている。輸出品の取締りはTRIPS協定第51条の義務ではないものの、第41条第1項で規定する効果的な権利行使実現の観点から摘発のより一層の強化を求めていくべき分野であると言える。

#### (民事上の救済)

民事上の救済については、知的財産権の侵害に 対し損害賠償の請求が認められており若干の損害 賠償金の高額化の流れも見られるものの、必ずし も十分な賠償金が認容されない、勝訴しても賠償 金が取れないといった指摘が未だある。この点に 関しては、例えば、専利法及び2001年7月施行の「最 高人民法院専利紛争案件審理の法律適用問題に関 する若干規定 | (2015年2月1日に「改訂の決定 | が施行されている)、新商標法及び2002年10月施 行の「商標民事紛争案件の審理における法律適用 の若干問題に関する最高人民法院解釈」、著作権 法及び「著作権民事訴訟案件の審理における法律 適用の若干問題に関する最高人民法院解釈 | にお いて、損害額の算出方法が規定されているが、侵 害者側に証拠が集まっていることが多く、実際に は各法・解釈で規定されている法定賠償額の範囲 内で裁判所の裁量により賠償額が決定される事例 が多く、権利者が適正な賠償を受けられないとの 指摘がある。2009年4月に通知された「現在の経 済情勢下における知的財産裁判の大局支持に係わ る若干問題に関する最高人民法院の意見」におい ても損害賠償の補償効果、懲罰効果及び抑止効果 を強化する旨の規定があるところ、損害補償のた めの十分な賠償を求める TRIPS 協定第45条の規 定や、中国が WTO 加盟時に損害賠償額の適正化 について約束していることにも鑑み、裁判におけ る賠償額の認定にあたり、上記規定等がどのよう に運用されるかを引き続き注視していく必要があ る。この点、2015年12月に公表された専利法改 正案(送審稿)や2014年5月に施行された新商標 法においては、故意の特許権侵害又は商標権侵害 について、賠償額を最高3倍まで増額しうる旨の 規定や、法定賠償額の規定(2015年12月専利法 改正案においては500万元以下、新商標法におい ては300万元以下)がみられるところ、今後の動 きが注目される。なお、上記最高人民法院の解釈 については「2015年国家知的財産権戦略実施推進 計画」にその改訂が盛り込まれており、今後内容 が変更される可能性がある。

#### (刑事上の制裁)

刑事上の制裁については、刑法第3章第7節に おいて、知的財産権の侵害に係る刑事事件に対し て懲役や罰金等の罰則が規定されている(商標権 侵害について第213条から第215条、著作権侵害 について第217条及び第218条)が、刑事罰の適 用要件については、刑事訴追基準(閾値)が5万 元に設定されていることに加え、基準として採用 されている不法経営額の算定にあたり、(過少申告 する可能性が非常に高いと思われる) 被疑者が主 張する販売額を安易にそのまま採用する等、適切 な方法でなされていないため、「商業的規模」の 侵害であっても刑事訴追基準(閾値)を満たさず 刑事罰が課されないことが多い。また、侵害者が 法人であるというだけで、その閾値は個人による 閾値の3倍とされているため、法人による侵害は、 より刑事罰が課されにくいという状況があった。

刑事罰が課されにくい状況は、侵害に対する抑 止力を弱めることになり、特に効果的な再犯防止 につながらないため、実効的な知的財産権の執行 の観点から大きな問題であり、また、小口化して 流通・在庫管理を行う等の侵害の巧妙化事例が多 くなり、組織化・巧妙化する模倣品ビジネスの実 態に対して、(特に小規模な小売段階での)刑事 摘発ができない、といった事態が生じる。我が国 としても実効的な知的財産権の執行の観点から強 く関心を有し、日中パートナーシップ経済協議等 の日中間での各種二国間協議の場や TRIPS 理事 会での中国 TRM といった多国間枠組みの場で改 善を要請してきたところ、「最高人民法院、最高 人民検察院による知的財産権侵害における刑事事 件の処理についての具体的な法律適用に関する若 干問題の解釈 (2)」(2007年4月) により、商標 の不正使用及び著作物の違法な複製も含む知的財 産権に関し、閾値における法人・個人の差の撤廃 により、法人に関する閾値が実質的に従来の3分 の1に引き下げられ、また、中国刑法第217条に 規定された「著作権侵害罪」に関する閾値のうち、 複製点数基準を 1.000 から 500 に引き下げるとい う一定程度の改善が見られた。ただ、商標権侵害については原則として5万元という閾値が維持されており、模倣品販売業者の刑事的責任を追及することが困難となっていることの一因であることは否定できない。

刑事罰の適用の閾値に関しては、効果的かつ 抑止力のある救済措置を定めた TRIPS 協定第 41 条や、商業的規模の商標の不正使用及び著作物 の違法な複製についての刑事罰の適用を定めた TRIPS協定第61条等との整合性が問題となると ころ、米国はこれらの論点について、2007年4 月に WTO 協定に基づく協議要請を行った。2009 年3月にDSB会合で採択されたパネル報告書で は、閾値に関する論点については米国の行った「中 国の規定する商業的規模が TRIPS 協定 61 条等に 違反する」との主張のうち、閾値の規定自体の違 法性については米国が十分な立証ができなかった として退けられているものの、「商業的規模」は 市場、商品、その他の要素により変化しうるとの 主張は認められており、TRIPS 協定との整合性 の観点から、中国の実態を引き続き観察していく ことが必要である。

また、刑事移送の問題については、「2010年中国知的財産保護行動計画」において、知的財産権の刑事司法保護を強化するといった旨が記載され、さらに「2012年国家知的財産権戦略実施推進計画」において、知的財産権侵害に係る行政法執行と刑事司法との連携作業を推進し、行政法執行と刑事司法との情報共有化体制の整備を掲げており、具体的には2012年12月に中国国家工商行政管理総局(SAIC)から「工商行政法執行と刑事司法との連携作業の強化における若干問題に関する意見」が出された。今後とも、不当に刑事手続に付されなかったといったことがないか注意を払うと共に、引き続き、中国政府による地方取締現場への啓発・監視強化を求めていく必要がある。

## ②外国でなされた発明等の冒認出願・無審査制度 の濫用

外国において発明・考案された特許・実用新案 や創作された意匠が、中国において、発明者、創 作者以外の者によって出願、登録されてしまう事 例(冒認出願)が多数あることが、我が国企業か ら報告されている。中国においては、冒認が拒絶 理由及び無効理由とはなっておらず、権利の帰属 に関する確認を求めることによる救済のみが可能 である(専利法実施細則第85条、第86条)。権利 帰属確認のための行政手続の執行や裁判の期間が 長期化すると、市場の活性時期に発明者、創作者 以外の者による出願に基づく模倣被害を阻止する ことができないといった事態が生ずることから、 TRIPS 協定第41条第1項(侵害防止のための迅 速な救済措置)の趣旨に鑑み、このような模倣被 害の拡大を効果的に防止するよう国際知的財産保 護フォーラム官民合同訪中ミッション及び中国国 家知識産権局 (SIPO) との意見交換等を通して改 善を促してきた。

また、中国では実用新案だけではなく(日本では実体審査がなされる)意匠についても実体審査制度が採用されておらず、さらに権利行使時に、権利の有効性について審査官が作成する専利権評価報告書の提出が義務づけられていないなど、権利濫用を防止する規定が不十分である点が産業界から強く懸念されている。我が国からは日中韓特許庁会合の枠組みや中国におけるセミナー等を通じて、制度の相違点について理解を促すとともに、専利法改正等の公開意見募集において権利執行時の専利権評価報告書の提示義務化を求めるなど、改善を働きかけている。

#### ③他人の商標やキャラクターを盗用した出願

我が国企業の商標やキャラクターが第三者によって出願、登録されてしまう事例(冒認出願)が多数あることが報告されている。このような出願が公告・登録されてしまうと、商標権の買取要求や、名声にフリーライドした不当な事業化、更

には中国市場に参入した本来のブランド事業者を 工商行政管理局に商標権侵害で訴える等の事業妨 害等が行われるリスクが生じる。また、本来のブ ランド事業者が各地の工商行政管理局において模 倣品に対する行政取締を申し立てた場合におい て、模倣品業者が冒認しているにも拘わらず商標 を出願していることを抗弁として主張するため、 当該冒認出願に対する商標局の判断が出るまで行 政取締の実施が保留されてしまい、模倣被害を迅 速に阻止できないといった事態が生じる。

この点については我が国としても日中間での各 種二国間協議の場や多国間枠組みの場において改 善を要請してきたところ、最高人民法院は、「知 的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義 文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協 調的発展を促進する上での若干の問題に関する意 見(2011年12月施行) | を発布した。これにより、 商標の使用意図などを適切に把握して悪質な出願 を抑制することや冒認出願され商標権侵害として 提訴された場合に先行商標使用者であることの抗 弁を認めることなどが明確化された。また、日米 欧中韓による商標五庁会合(TM5)の枠組みにお いては、日本主導で「悪意の商標出願2プロジェ クト」を推進しており、その一環として、2014年 12月に各国の制度・運用に関する情報をまとめた 「悪意の商標出願に関する TM5 の制度・運用」報 告書を公表し、2015年12月の会合では、各庁に おける「悪意の商標出願」の最新の事例集を作成 することに合意したほか、2016年3月には各庁に おける最新の事例をユーザーに広く共有するため の悪意の商標出願事例紹介セミナーを東京で開催 した。今後も TRIPS 協定第 41 条第 1 項(侵害防 止のための迅速な救済措置)の趣旨に鑑み、この ような冒認出願による被害拡大の効果的防止につ き注視するとともに、二国間協議や多国間枠組み の場を通じて対処していく必要がある。

#### ④地方保護主義

中国における知的財産権侵害に対する取締り上 の重要な問題点の1つとして、「地方保護主義」の 問題が指摘される。具体的には、取締りを担当す る地方行政機関の担当者に知的財産権の基本的理 解が欠如しており(制度・条約の内容の不完全な 理解や存在自体の不知)、更には地元業者による 模倣品・海賊版の製造行為が地元に益するものと の認識から、取締りに手心を加える、取締り情報 を不正商品の製造者に内通する、といった事例が 報告されている。地方当局におけるこのような行 為の継続は、中国における知的財産権の迅速かつ 的確な権利行使を阻害するものであり、TRIPS 協 定第41条第1項(侵害に対する効果的措置のた めの国内手続確保) 等との関係から問題となりう る。また、外国人・外国法人たる権利者の救済に おいて差別的効果を伴う場合には、保護に関し内 国民待遇を定める TRIPS 協定第3条第1項との 関係からも問題となりうる。地方保護主義につい ては、中国政府も2010年10月から2011年6月に かけて温家宝総理の指示のもと中国全土において 知的財産権侵害を摘発する特別活動を行い、特別 活動終了後の2011年11月には活動の成果を確認 するとともに摘発活動を継続的に徹底するための 方針を示した。さらにこれを受ける形で、「知的 財産権侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する 摘発の更なる徹底に関する国務院の意見(2011年 11月)」を示し、地方における法の執行業務を指 導する旨言及しているが、未だ上記のような地方 保護主義が残存しているとの声が根強くある。一 方で、地方政府のうちでも知的財産保護に高い意 識を有するところもある。日本企業の模倣品被害 も甚大である広東省では、広東省政府主導で模倣 品取締条例の制定や「三打両建」特別活動など独 自の取組が積極的に行われている、との報告があ るが、引き続き、地方保護主義が疑われる案件へ の対応として中国政府による地方取締現場への啓 発・監視強化を求めていく必要がある。

<sup>1</sup> 他人の商標が登録されていないことを利用して、第三者が悪意により他人の商標を出願すること。

## (2) 冒認商標問題

\*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない 貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸 念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要と懸念点>

中国における商標の冒認出願問題に苦しむ日本 企業は後を絶たず、その対策は依然として中国に おける重要な課題の一つである。

特に、周知商標の保護が不十分である点につい ては、我が国を始め、米国・EUも WTO におけ る法令レビューの過程で言及しており、先進国共 通の関心事項となっていた。かつて中国における 周知商標(中国法でいう馳名商標)については、 中国企業のもののみをリスト化して保護してきた 経緯があり、TRIPS協定第3条(内国民待遇)と の関係で問題があったが、現在では外国の権利者 の周知商標についても認定が進んでいることは評 価できる。しかしながら、2014年5月1日施行の 中国新商標法13条における馳名商標の保護を受 けるためには、「中国で | 公衆に熟知されていな ければならないと解されており、また、冒認商標 登録の禁止のために使うことができる新商標法 32 条でも、「他人が先に使用している一定の影響力の ある商標を不正な手段で登録してはならない」と の記載があり、「中国で」と明記はされていないも のの、係争商標が中国国内で既に使用されており、 一定の影響力を有していることが要件と解されて いるため、外国においてのみ周知な商標の保護は 図られていないという現状は変わっていない。冒 認商標出願を抑制するため、公告前情報提供の導 入・活用や、(日本商標法の第4条第1項第19号 に対応する) 外国周知商標についても出願を拒絶 する規定の導入を働きかけることが望ましいと考 えられる。一方で、新商標法第15条に追加され た新第2項は、他人と契約や取引関係等を有し、 その他人が使用する商標の存在を明らかに知って いる者が、同一種別の商品または類似する商品に ついてその商標を出願した場合は、異議申立によ

り当該出願を拒絶する規定となっており、今後の 運用動向が注目される。

## (3) 特許・ノウハウ等のライセンス等 への規制

#### <措置の概要>

中国においては、「技術導入契約管理条例」、「技 術導入契約管理条例実施細則」及び「技術輸出入 契約登録管理弁法」等により、外国企業と中国国 内企業との間で締結する実施許諾契約(いわゆる 国際ライセンス契約)等に対して規制が行われて きた。

#### <国際ルール上の問題点>

加盟交渉等を通じて問題とされた中国のライセンス等への規制についての条項は、「技術輸出入管理条例」(以下「管理条例」という)等の施行を経てTRIPS協定整合的なものに近づいており、中国の改善の取組については評価できるものの、管理条例に含まれる数々の制限条項及び強制的な保証が、特許権者に実施許諾契約を締結する権利を認めたTRIPS協定第28条第2項に関して同第3条(内国民待遇)の観点から問題となりうる。

以下に、TRIPS協定との関係で問題となり得る 点を列挙する。

#### 一事実上のロイヤリティ規制

1993 年以前、「技術導入契約の締結及び審査許可の指導原則」が、純販売額を基準とした場合のロイヤリティ料率の上限を5%と規定していた。当該規定はすでに廃止されているが、依然として、合弁企業設立時の審査や技術ライセンス契約登録手続に際しての中国地方政府の行政指導により、ロイヤリティ料率の上限や契約期間の規制等が行われることもある。合弁企業設立においては外国企業がライセンサーの立場になることが多いと想定されるところ、このようなロイヤリティ料率等に関するライセンス規制は、特許権者の実施許諾契約締結の権利に影響を及ぼし得るものといえ、

TRIPS協定第3条第1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

#### 一改良技術の帰属

#### (管理条例第27条及び第29条第3項)

管理条例第27条は、ライセンス等により供与された技術を改良した技術は、改良を行った当事者に帰属するとしており、加えて、同条例第29条第3項は、技術受入側がライセンス等により供与された技術について改良をなし、又は当該改良された技術を実施することについて、技術供与側がこれを制限することを禁止している。

一方、国内の技術の譲渡又はライセンス契約については、中国契約法第354条では、契約当事者は、改良した技術成果の分配につき、契約で定めることができるとされており、管理条例にあるような強制的な規定は見当たらない。また、契約法第355条は、法又は行政法規が、技術の輸出入契約、特許契約又は特許出願契約について別段の定めをするときには、当該別段の定めが適用されると規定する。かかる扱いは技術輸出入に該当するライセンス契約の場合には、特別法である管理条例が優先的に適用される一方、それ以外の通常の国内の技術の譲渡又はライセンス契約には中国契約法第354条が適用されることを示している。

管理条例の適用対象である技術輸出入においては、外国企業が技術供与側の立場になることが多いと想定されるところ、当事者の約定に関わりなく、改良した技術が改良を行った当事者に帰属すると定める当該条例は、技術供与側となる外国企業にのみ強制的な規定を適用しようとするものであり、内外差別的な措置としてTRIPS協定第3条第1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

## 一第三者の権利の侵害に関するライセンサーの義務 (管理条例第 24 条)

技術輸出入に係る技術受入側がライセンス等により供与された技術を利用した結果として第三者

から権利侵害で訴えられた場合、旧条例(技術導 入契約管理条例及び技術導入契約管理条例実施細 則)ではライセンサーが応訴する義務があったが、 旧条例の廃止に伴い、当該応訴義務が廃止された。 しかし、管理条例第24条2項において、第三者 の権利侵害の主張に対する対応について協力する 義務が依然として定められている。さらに、管理 条例第24条3項には、旧条例と同様、「技術輸入 契約の受入側が供与側の供与した技術を契約の定 めに従って使用した結果、第三者の合法的権益を 侵害する場合、その責任は供与側が負う」と規定 されており、例えばライセンシーがライセンスさ れた技術を契約に従わない用法で利用した結果と して第三者の合法的権益を侵害した場合などに は、ライセンサーが免責される可能性があるもの の、免責されることが明確になるまでは、自己が 関与しない事項であっても第三者に対する侵害責 任について何らかの対応をしなければならないと 考えられる。

一方、国内企業間の契約の際に適用される中国 契約法(第353条)では、第三者の権益を侵害し た場合の賠償責任について、当事者の契約で別途 定めることができるとされている。

従って、上記のように、管理条例において、当事者の約定に関わりなく、第三者の権益の侵害について、技術供与側が当然に一定の義務及び責任を負うとされることは、内外差別的な措置としてTRIPS協定第3条第1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

#### 一技術供与の完全性等の保証(管理条例第25条)

管理条例第25条には、供与する技術が完全で、 瑕疵がなく、有効であり、契約に定めた技術目標 を達成することができることを供与側が保証しな ければならないという規定が旧条例から引き続き 残されており、技術目標の達成のための強制的履 行を迫られる可能性があるため技術供与側にとっ ては実施許諾契約の締結への妨げとなり得る。

このように、外国の技術供与者は、依然として

技術供与に慎重にならざるをえない状況にある。 今後、管理条例の一層の明確化及び規制緩和を要求するとともに、中国の国内企業間で締結するライセンス契約を含む技術供与契約に対する規制との異同を含めて、国際的な実施許諾契約等を登録管理又は許可する当局の運用についても、引き続き注視していく必要がある。

#### 「最近の動き」

中国に関しては、国内法制の整備及び権利行使 (エンフォースメント) に関する制度と運用の両面について、TRIPS 協定の遵守状況を検証する経過的レビュー (中国 TRM) が、加盟議定書の規定に基づき 2001 年 12 月の加盟後 8 年間にわたり TRIPS 理事会にて毎年実施され、2011 年 10 月に最終レビューが行われた。2009 年 10 月及び 2011年 10 月の TRIPS 理事会の中国 TRM では、我が国から、前述の更なる是正・改善が望まれる事項、特に模倣品・海賊版等の知的財産権侵害品に対するエンフォースメントの重要性等につき指摘を行った。このエンフォースメントの強化の必要性については、我が国のみならず米国・EU からも指摘がなされた。

また、中国国家工商行政管理総局(SAIC)副局 長との会合(2011年5月、12月、2012年5月)、 中国国家知識産権局 (SIPO) との二国間会合や日 中韓、日米欧中韓等における協議の場の他、民間 の業種横断的な模倣品・海賊版対策組織である「国 際知的財産保護フォーラム (IIPPF) | との IIPPF ハイレベルミッション(2012年9月)において も、これらエンフォースメントを中心とした知的 財産問題の改善を要請してきた。さらに、2009年 6月の日中ハイレベル経済対話の際に、経済産業 省と中国商務部との間で交換した「知財保護の協 力と交流に関する覚書」に基づき、2009年11月、 2010年10月、2011年10月に日中知的財産権ワー キンググループを開催し、知財保護に関する幅広 い議題について中国政府と意見交換を実施した。 また2009年8月には経済産業省と中国国家工商 行政管理総局 (SAIC) との間で「知的財産保護の 協力に関する覚書」を締結し、同覚書に基づき、 2010年7月、2012年1月に日中模倣品事務ワー キンググループを開催し、商標権侵害及び反不正 当競争法違反に関して中国国家工商行政管理総局 (SAIC) と意見交換を実施した。また、同覚書に 基づき、2012年1月に日中商標実務者会合を開催 し、中国商標法改正の検討状況、商標代理人の規 範、及び第三者による商標出願・登録の問題(冒 認商標出願問題)に関して中国国家工商行政管理 総局 (SAIC) と意見交換を実施した。中国政府に 対しては、引き続きこれら様々な協議の場を利用 して、中国国内における知的財産法制の整備状況 について確認を行いつつ、併せて、制度の運用面 についても確認し、問題点があれば是正を求めて いくことが必要である。

また、中国政府によるエンフォースメント強化 を実現するためには、同時に中国政府の各種行政 当局の能力向上が不可欠であり、こうした観点か ら、我が国では研修生受け入れ、専門家派遣及び 各種セミナー等により支援を行っている。加えて、 法制度の更なる改善の観点から、専利法・商標法 等の改正に係る意見交換等中国における制度改善 のための協力を行っている。中長期的視野に立っ て、司法部門及び審査・執行を担当する行政部門 における専門的人材の育成、知的財産保護・尊重 の必要性に関する一般への普及啓発活動等の多面 的な取組がなされることも重要である。更に、民 間ベースにおいても、中国当局の一層の取組を促 し協力する観点から、個別企業による取締要請や 情報提供、IIPPFによる取締り能力強化のための 協力、欧米企業も参加している「優良ブランド 保護委員会 (QBPC: Quality Brands Protection Committee)」を通じた働きかけ等の各種活動を 行っている。このような活動を支援するため、 IETRO では、日本企業への各種情報提供を行っ ている他、相談窓口を北京・上海・広州に設置し 中国政府との橋渡しを行っている。日本政府とし ても、民間企業の積極的活動を奨励するとともに、

一層の促進が図られるよう必要な支援を行うこと が重要である。

特許・ノウハウ等のライセンス等への規制に関しては、TRIPS 理事会の中国 TRM において、我が国から管理条例の適用について明確化を求めてきた。2008年の理事会において中国側から「使用者が適正な環境、方法において使用する限り、譲渡者が責任を負うことはない。」との回答があり、2011年10月の最終レビューにおいては、我が国から当該条例の規定による内外差別的な扱いを指摘したところ、中国は、当該条例に内外差別

的規定は存在しないと回答している。また、第三者侵害保証責任にかかる内外差別的な扱いを含めた管理条例等の技術移転に関する規制が中国への投資の阻害要因になっている旨が、日中韓自由貿易協定(FTA)産学官共同研究会合(2010年12月初旬の第3回会合、2011年12月の第7回会合)において指摘されている。今後もこのような二国間・多国間協議等を通じて、管理条例の一層の明確化及び規制緩和を働き掛けていくことが重要である。

## 主な知的財産関連法令の動き

#### ①專利法(2009年10月施行)

1984年3月の第6回全国人民代表大会常務委員会で採択された、特許・実用新案・意匠の保護を担う「専利法」は、現在第三次改正版である。

また、第四次改正に向けた手続として、2015年 12月には中国国務院法制弁公室から、最新の改正案 の送審稿が公表されたことから、我が国は同年12 月25日付けで意見書を提出した。改正案は、現在 国務院法制弁公室で検討中である。その改正案の特 徴としては、エンフォースメント強化のため、専利 権侵害に対する行政摘発が盛り込まれたこと及び懲 罰的損害賠償制度が導入されたことや、部分意匠制 度の導入、意匠の権利保護期間が延長された(15年) こと等である。残る課題としては、権利侵害行為に 「輸出」行為が規定されていないこと、実用新案や 意匠が初歩審査のみで登録されるにもかかわらずそ れらに係る紛争が生じた場合であっても専利権評価 報告の提出が義務付けられていないこと、実用新案 評価報告に基づかずに、又はその他相当の注意を払 わずに権利行使した場合で実用新案登録の無効審決 が確定した場合、その権利行使により相手方に与え た損害を賠償する責めを負うといった規定がないこ と等が挙げられる。

なお、専利法は12回全人代立法の優先項目となっ

ており、優先的に成立が図られるものと推測される。

加えて、中国国家知識産権局 (SIPO) は、改正 専利行政法執行弁法を 2015 年 5 月 29 日に公布、同 年 7 月 1 日に施行した。主な改正点としては、速や かな行政決定の公表、法執行情報の発布について明 確に規定されたこと、専利権保護を強化すべく、専 利侵害紛争処理期限を更に短縮したこと (立件日か ら 4 ヶ月以内に解決し、複雑な案件の場合は 1 ヶ月 延長から、「特許又は実用新案に係る専利権侵害紛 争は立件日から 3 ヶ月以内、複雑な案件は 1 ヶ月延 長」に短縮)等が挙げられる。

#### ②商標法(2014年5月施行)

1982年8月に制定された商標法は、2001年10月、全国人民代表大会常務委員会において、改正が決定され、同年12月から施行された。さらに、新商標法が採択され、2014年5月から施行された。新商標法は、出願人の利便性向上や公平競争の市場秩序の維持、商標権の保護強化等を目指したものであり、具体的な特徴としては以下のものがある。すなわち、商標審査期限の規定(商標出願審査の9ヶ月以内の完了等)、異議申立制度の変更(異議申立不成立の場合は直ちに商標登録される)、馳名商標の宣伝広告使用の禁止、契約・業務関係等を有する者による

冒認出願の禁止、商標専用権の保護強化(法定賠償額の50万元から300万元への引き上げ、懲罰賠償の導入)、商標代理業務の規範化(罰則規定の創設)等である。

この新商標法は基本的に評価すべき項目を多く含んでいるが、冒認出願が依然として非常に多い中国の実情を踏まえると、異議申立不成立の場合は直ちに商標登録されることにより、冒認出願につき争う機会が少なくなってしまうことや、早い段階で我が国の権利者の行為が(形式的には)侵害行為となってしまう可能性があること、さらに外国周知商標が出願拒絶事由となっていないこと等、冒認出願対策の点をはじめとして、課題も多く残る。

したがって、今後は、新商標法に基づく運用を注 視する必要がある。

#### ③著作権法(2010年4月施行)

2010年4月に施行された「著作権法」は、近々改 正が予定されており、2013年1月国務院法制弁公室 から意見募集稿が公表され、同年3月1日中国日本 商会が意見書を提出している。この募集稿では、行 政罰の金額を引き上げること、司法救済の場面にお いて賠償金額の算定方法を選択できるようにするこ と、法定賠償金額の上限を引き上げること、懲罰賠 償を規定すること、裁判所を通じた証拠収集手段を 強化すること、行政による処分の行使要件から、「公 共の利益の侵害」要件を削除すること、さらに技術 保護手段回避規制、権利管理情報改ざん等の規制に ついてラジオ番組・テレビ番組にも適用対象を拡大 することを規定する等、知財保護強化に資する内容 が盛り込まれており評価できる。しかしながら、著 作権集団管理に関する規定でさらなる改善が望まれ ること、職務著作・実演において従業員に奨励を与 えることが義務化されたこと、許諾を得ずして著作 権を使用できる場面を広く認めること等、懸念され る点も挙げられる。

なお、著作権法は、専利法と同様第12回全人代

立法の優先項目となっており、優先的に成立が図られるものと推測される。

#### ④インターネット取引管理弁法(2014年3月施行)

インターネット商品取引の健全な発展を目的とし て、インターネット商品取引及び関連のサービスを 行う者(第三者取引プラットフォーム経営者を含む) の義務等が定められ、インターネット商品取引及び 関連サービス行為に関する管理暫定弁法として 2010 年7月から施行されていたが、2013年9月にその改 定案が意見募集に付され、さらに修正を踏まえたも のが2014年3月から、インターネット取引管理弁 法として施行された。権利者にとって特に重要と考 えられる第三者取引プラットフォームサービス経営 者の義務として、商標権等の保護、インターネット 上の違法行為(商標権侵害や不正競争行為を含む) の取締りへの協力、信用評価システムの構築などが 含まれている一方で、当該プラットフォームサービ スを利用している者が知財権を侵害した場合に、そ の者に関する情報を提供する義務については規定さ れていない。また、その他の特徴としては、工商登 記登録の条件を具備せずインターネット商品取引に 従事する自然人は、第三者取引プラットフォームを 通じて営業活動を行わなければならないとされてい ることや、違法の疑いがあるインターネット商品取 引等の行為を摘発するときに、工商局が現場検査や、 契約書や帳簿等の関係するデータ・資料をチェック すること等ができること等がある。

この弁法に基づき可能となる権利者の法的及びその他の手段等を確認していくとともに、その内容を 日本企業等に周知するための活動も行っていく必要 がある。

⑤最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件 の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 の改正(2013年4月施行)

本改正により、最高人民法院が、状況に基づいて

特許紛争に係る第一審の案件の管轄として、基層人 民法院を指定することができるということが規定さ れた。

## ⑥信用を失墜した被執行人名簿情報の公布に関する 最高人民法院の若干の規定(2013年10月施行)

「履行能力があるにも拘わらず効力が発生した法律文書における確定義務を履行しない者」に対する制裁として、その者をリストに載せ、広く社会に向けて公開することで、そのリストに掲載された者は借り入れ等が事実上制限されるという取り組みを規定したものであり、現在多くの権利者が直面している、知財訴訟で勝訴したにも拘わらずその履行がなされないという事態等の改善に大きく寄与することが期待される。

## ⑦人民法院の裁判文書のウェブサイトでの公開に関する規定(2014年1月施行)

効力が発生した人民法院の裁判文書は、原則とし

てインターネット上に公開されなければならないことが規定された。従来は、重要な判例であっても公開されていないものがあったため、TRIPS協定第63条に規定される透明性の確保義務の観点から問題であるとともに、実務上も中国の法制の分析・検討において困難を生じていたが、本規定により重要な改善がなされることとなった。

#### ⑧独占禁止法による知的財産権濫用規制

中国国家工商行政管理総局(SAIC)は2015年4月7日、「知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」(中国国家工商行政管理総局令第74号)を公布し、同規定は2015年8月1日から施行されている。また国家発展改革委員会は2015年12月31日、「知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿)」を公表しており、今後の動向が注目される。

## 政府調達

## [加盟に伴う約束]

政府調達協定はすべてのWTO加盟国が受諾を 義務づけられるわけではない協定、いわゆる複数 国間協定として、本協定への加盟を選択する国だ けを拘束するルールとされているため、加盟国は 先進国を中心とする一部の国にとどまっている。 中国はWTO加盟時に、政府調達協定に将来加盟 すること、当面はオブザーバーとして参加するこ と、政府調達手続について透明性を確保すること、 外国から調達する場合は無差別待遇を供与するこ と等を約束しており、WTO加盟後、政府調達委 員会のオブザーバー資格を得ている。

2007年12月、中国は政府調達協定加盟申請及び附属書Iの初期オファーを提出し、加盟交渉が

開始された。しかし、初期オファーについては様々な問題点が指摘され、各国から早期の改訂オファーの提出が要請された。これを受け、中国は2010年7月に改訂オファー、2011年11月に第3次改訂オファー、2013年12月に第4次改訂オファー、2014年12月に第5次改訂オファーを提出したが、その内容はいまだ不十分であるとの指摘がなされており、次の改訂オファーにおいて更なる改善がなされることが期待される。

## [実施状況・問題点]

中国は、将来の政府調達協定への加盟に備え、 2002年6月の第9期全国人民代表大会常務委員会 第28回会議において、「政府調達法」を採択し、 2003年1月から施行している。

同法は、政府調達行為を規範化する法律であり、

適用範囲(調達機関、調達物品等)、調達方式(公開入札、競争入札等)、調達手続、苦情申立て手続等多くの面について政府調達協定の内容に近い規定を設けているが、一部協定の規定との差異も存在している。

\*以下の措置は、中国が政府調達協定に加盟していない現時点では WTO 協定をはじめとする国際ルールに違反するとは明確にはいえないが、他方、加盟交渉中に議論され得ることから、政府調達協定との整合性という観点から問題となる点について記載することとした。

#### ・調達対象

政府調達協定が、協定の適用対象となる機関に よって行われる基準額以上の物品とサービスの調 達について、原則的に内外差別を禁じていること に対し、中国の「政府調達法」は、3つの特定の 状況 (①調達する物品サービスが中国国内では調 達できない、あるいは合理的な商業的条件では調 達できない場合、②国外で使用するための調達、 ③その他の法律、行政法規が別途規定する場合) を除き、本国の製品、サービスを調達しなければ ならないとしている。これは政府調達協定の内国 民待遇原則と相容れないものであり、中国の協定 加盟にあたって問題とされる可能性が高い。2009 年5月には、国家発展改革委員会、商務部など政 府関係9機関が、「国内消費の拡大によって経済 成長を促進する戦略を貫徹し、より厳格にインフ ラ建設の入札募集及び入札者を監督・管理するこ とに対する意見に関する通知 | を発表し、その中 で、政府投資項目が政府調達に属し、調達の工程・ 貨物あるいはサービスが合理的な商業条件で中国 国内では得ることができないなど法令で定められ た状況以外では、国内製品を調達すべきである、 輸入製品を調達しなければならない場合、調達す る前に、国家の規定に従って、当該部門に申請し て必ず審査と承認を得ることが必要であることと した。これは、政府調達法に基づく従来の政策の 再確認であると考えられるが、経済・金融危機に より世界的に保護主義圧力が高まっている状況に おいて、新たな保護主義的政策が講じられたとの 認識を広げるものであった。

2009年11月に科学技術部、国家発展改革委員 会及び財務部が公表した「自主イノベーション製 品認定制度 | は、①コンピュータ及び関連機器、 ②通信機器、③最新オフィス機器、④ソフトウェ ア、⑤新エネ及び設備、⑥高効率省エネ製品につ いて、中国で知的財産権の所有権を保有している ことや、商標の初期登録地が中国であること等を 条件に「国家自主創新製品」として認定し、政府 調達の際に優遇を行うものである。本制度は、外 国企業の製品に対し差別的な措置となる可能性が あり、G20等における保護主義への反対という首 脳間でのコミットメントに相反するものとなるお それも強いことから、我が国の政府、産業界とも に強い懸念を有しており、同年12月には在中国 日本国大使館よりレターを発出して懸念の表明を 行った。

その後、2010年4月、科学技術部、国家発改委 及び財政部は「2010年国家自主イノベーション製 品認定業務の展開に関する通知」を発表し、5月 10日までパブリックコメントを受け付け、同日に 即日施行するとした。これは2009年に公表された 自主イノベーション製品認定制度と本質的な変化 はなく、外国企業の製品に対し差別的な措置とな る可能性があることから、我が国は政府から中国 にレターを発出し、産業界からもパブリックコメ ントを提出して懸念を表明した。各国からの懸念 を受けて、中国は、5月10日からの施行の事実上 の中断を発表した。2011年5月、米国は、第3回 米中戦略経済対話の成果として、中国が政府調達 の優遇と自主イノベーション製品をリンクさせな いよう条例案を見直すと表明した旨発表した。そ の後、6月、中国財政部はホームページ上で「自 主創新製品の政府購買予算管理弁法など3件の文 書の執行停止に関する通知」を発表し、自主イノ ベーション製品認定制度の関連規則の一部の執行 を停止した。また、国務院が地方政府に対し、政 府調達の優遇と自主イノベーションをリンクさせるカタログを12月1日までに廃止するよう要求する通知を発した。我が国としては、中国が中央・地方政府ともに自主イノベーション製品認定制度を政府調達の優遇対象としないことについて、その制度廃止後の実施状況について引き続き注視していく。

また、2009年12月に工業情報化部、科学技術部、 財政部、国有資産監督管理委員会により発表され た「重大技術装備自主創新指導目録」の改訂版が 2012年1月に発表され、19の重大技術装備領域及 び260の装備項目が収録された。本通知では、各 地方の工業、財政、科学技術及び国有資産監督管 理部門は、目録の内容を参照し、当該地区や業種 の現状と結びつけ、重大技術装備の自主イノベー ションの推進を加速させなければならないと規定 されている。目録に入選した装備・製品は、国家 重点建設工程や企業技術改造に必要とされ、また 国家発展戦略の安全情報に関係する重要技術装備 であるとされる。更に、目録に収録されている商 品は優先的に政府の関連科学技術及び商品開発計 画に選ばれ、産業化のための融資を獲得できるの みならず、商品開発が成功した後、国家自主イノ ベーション商品として認証される場合にも、優先 的に「政府調達自主イノベーション商品目録」に 選定され、政策的に優遇される。本目録の発表に より、政府調達等における外国企業の製品への影 響が懸念される。

2010年1月には政府調達法の実施条例案が公表されたが、WTO政府調達協定に挙げられているような内外無差別といった原則・規定に合致しない点や、基準、指針が不明確であり透明性に欠けること、外国製品や外国企業が差別的な取り扱いをうけること等の懸念があることから、我が国は、同年2月、実施条例を政府調達協定と整合的なものとするよう求めるとともに、同協定への中国の早期加盟を強く期待する旨の意見を提出した。また、我が国産業界からも実施条例案を政府調達協定と整合的なものにするよう求めるなどの意見を

提出した。2015年1月に同実施条例が公布され、 我が国政府及び産業界が懸念していた規律の導入 は見送られたものの、同実施条例においても国内 貨物の定義が定められていないことから、政府調 達法における国産品優先調達規定が必要以上に広 範囲に適用される懸念がある。

また、2010年5月に公表された政府調達国内製品管理弁法案は、国内製品について、「中国国内で生産され、国内生産コスト比率が50%を超える最終製品」と定義し、その認定方法等を定めている。我が国政府及び産業界は6月、管理弁法案に対しても、政府調達協定の原則に合致しないなどとの意見を提出した。パブリックコメントを受けた管理弁法の最終案は公表されていない。

更に、財政部は、2012年5月に「中央予算単位政府調達管理の強化に関連する事項に関する通知」を発表し、その中で、中央部門は政府調達においては省エネルギー・環境保護をサポートし、正規版のソフトウェアを調達し、自国製品を調達するなどの政府調達政策を率先して実施しなければならないこと、輸入製品に対する政府調達に係る管理規定を厳格に執行し、国内産業が既に成熟している製品については、原則として輸入製品を調達してはならないこと、輸入製品の調達が比較的多い部門は、専門家による再審査制度を構築し、当該部門が調達申請する輸入製品の項目に対して厳格に審査しなければならないことを定めている。

#### ・調達基準額

政府調達協定では、各加盟国の「中央政府機関」、「地方政府機関」及び「その他公的機関」による物品・サービスの調達が協定の対象かどうかを決める基準額は、協定附属書においてそれぞれ特定され、同じ形態の機関間で一律に適用されている。しかし、中国においては統一的な調達基準額の規定は存在せず、「集中調達目録」と「政府調達限度額標準」が、中央予算による調達であれば国務院によって、地方予算による調達であれば省レベ

ル政府又はその権限を委譲された機関によって定められている。例えば、経済発展の著しい北京市政府の2014年の調達限度額標準は、貨物類、サービス類が50万元(8.4万ドル相当)、工事類が100万元(16.8万ドル相当)である一方で、経済的に立ち遅れている地域の調達限度額標準は基本的に低い水準を維持する(例えば新疆・ウイグル自治区の場合、2014年の貨物類、サービス類と工事類の調達限度額標準は10万元(1.6万ドル相当)、5万元(0.8万ドル相当)、30万元(5.0万ドル相当))など、地域により調達基準額が異なる状況となっている。このような統一されていない調達基準額は、入札手続を煩雑にしている。

#### ・入札方式

政府調達協定は、一般的な入札方法として、公開入札及び選択入札(調達機関によって入札を招請された供給者のみ入札可能な方式)を定め、一定の要件のもと、限定入札(技術的な理由により競争が存在しない場合等、調達機関が選択した供給者と個別に折衝する調達方法)又は交渉(調達機関が入札の長所及び短所を確認するために行う交渉)を認める旨規定している。近年中国政府は、政府調達にあたって主に公開入札制を採用しており、これによって政府調達における公開入札の割合が大きく上昇し、2012年には83.8%に至っていた。2013年には83.3%と、2012年より0.5ポイント低下したが、依然として公開入札の割合は高い。一方、中国の政府調達法では、上記4種類の入札方法の他に、複数見積もり等の入札以外の方式を

採用する余地が残されている。

#### ・透明性の確保

政府調達協定は、調達手続に関する透明性の確保を重視し、調達計画や落札、調達手続等に係る情報提供について厳格かつ詳細に規定している。

中国の政府調達法における規定は、原則を定めたものであり、財政部は「政府調達貨物とサービス入札参加管理方法」、「政府調達情報公告管理方法」、「政府調達供給者商苦情訴え処理方法」を公布し、2004年9月より施行するなど、関連の実施細則を制定している。

中国の政府調達法は、政府調達の情報は指定メ ディアで開示すべきとの抽象的な定義だけにとど まっているものの、中国政府や各地方政府は、調 達目録の公開、調達入札の公開と調達条件の公表 等の規定を作成し、透明性確保の取組を進めてい る。具体的には、財政部が公布した「政府調達情 報公告管理方法 | (2004年9月施行)は、国家秘密や、 サプライヤーの商業秘密、及び法律・法規が規定 した秘密保守の政府調達情報を除き、中国の政府 調達の各種情報は指定メディアで公開すべきとし ている。また、「中国財経報」(中国財政部主管の 新聞)、「中国政府調達」(雑誌)、「中国政府調達ネッ ト」は中国財政部が指定した政府調達情報開示の メディアとして、無料で政府調達の情報を公開し ている。情報公開面から見れば、政府調達に関す る透明度は高まっており、中国政府調達ネットだ けで公開された情報件数も、毎年増加している。

<図表 I -1-7> 中国政府調達ネットによる情報公開の状況

項目	2010年	2011 年	2012 年	2013年	2014年	2015 年
入札公告件数	73,681	124,183	145,547	175,604	222,423	291,175
落札公告件数	67,331	148,282	193,163	233,647	304,663	342,774
落札公告件数 / 入札公告件数	91%	119%	133%	133%	137%	118%

出所:調達公告の検索結果、中国政府調達ネット (2015年11月16日現在)



## WTO 紛争解決手続と中国の対応

中国は 2001 年 12 月 11 日に WTO に加盟したが、それ以降、目覚ましい経済発展をとげ、世界経済の成長にとって重要なプレーヤーとなっている。また、中国は日本にとって最大の貿易相手国であり、アジアにおける自由貿易を推進するパートナーでもある。

他方で、本報告書において指摘を続けているように、WTOルールとの整合性の観点からも改善が求められる貿易政策・措置がWTO加盟から10年以上を経た現在においても散見されている。このコラムでは、WTO加盟以降の中国による、国際貿易ルールの遵守・執行に関する姿勢の変化について簡単に整理する。

#### ①中国の紛争案件

中国は世界貿易のみならず、WTO 紛争解決

制度においても重要なプレーヤーになっている。2001年の加盟以降、2004年までの間、中国がWTO 紛争解決制度を活用した事案は1件(DS252:米国-鉄鋼セーフガード)のみであったが、2006年以降は協議要請・被協議要請ともに対中紛争案件が急増し、2015年末現在、協議要請13件、被協議要請34件、合計47件となっている。中国は自国の利益を守るため同制度の活用を始めているが、現在では、日本や韓国の紛争解決制度の利用数を上回る、メインプレーヤーになりつつある。世界貿易に占める中国のプレゼンスが高まっていく中、WTO 紛争解決制度の趣旨、すなわち国際的な貿易紛争を政治化させずに、準司法的な手続に従って国際ルールに基づいた解決を目指す機会が増えている。

#### <中国の紛争案件の推移>

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	total
協議要請	0	1	0	0	0	0	1	1	3	1	1	3	1	0	1	13
被協議 要請	0	0	0	1	0	3	4	5	4	4	2	7	1	1	2	34

#### ② WTO 紛争案件に対する中国のこれまでの対応

中国は、WTO 紛争解決制度において敗訴した事案や明らかな WTO 協定違反の事案について何らかの措置の改善・是正を実施する傾向が認められ、中国に対して WTO 勧告不履行による対抗措置(同22.6条)が提起された例はこれまでない。ただし、中国 - GOES(米国産電磁鋼板相殺関税及び AD 税、DS414)のように、是正が不十分であるとして履行確認パネル(紛争解決手続21.5条)で争われた事例もある。

中国のWTO加盟前の2001年に、日本がネギ・シイタケに関するセーフガード発動の仮決定を行った際、中国は、対抗的措置(自動車・

携帯電話の関税 100%引上げ)を発表し日中両国間で問題となったが、加盟後は、WTO上の貿易救済措置をめぐり対抗的な発表を行うといった問題は生じていない。一方、最近、米国やEUが中国産品に対するアンチ・ダンピングや相殺関税の調査・措置を決定した時期に近接して、中国が米国産品やEU産品に対して、アンチ・ダンピング調査や相殺措置を実施し、それがWTO紛争に発展した事例(DS422:中国ー米国からの鶏肉製品に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺措置)が生じている。

2009年に米欧墨が行ったWTO協議要請及びパネル設置要請に基づく原材料9品目に関する

紛争解決手続(DS394, 395, 398)では、中国の違反を認定したパネル及び上級委員会の報告書を受けて、中国政府は2012年末の履行期限までに勧告を履行(ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、亜鉛、シリコンメタルの7品目について輸出税及び輸出枠を撤廃。また、亜鉛と黄リンは議定書遵守の譲許レベルを維持)しており、貿易相手国がWTO紛争解決手続を活用して中国の措置是正を実現した好例と言えるとともに、中国が問題を政治化することなく、真摯にWTOルールに従った対応をとっていると評価できる。また、2012年に日米欧が行ったレアアース等原材料輸出規制(輸出数量制限、輸出税等)に対するWTO協議要請

及びパネル設置要請(DS431, 432, 433) についても、日米欧の主張を全面的に認めたパネル及び上級委員会の報告書を受けて、中国は、2015年1月から輸出数量制限を撤廃、輸出税についても、5月1日から、輸出税を撤廃した。

このように、中国は WTO 紛争解決制度の活用に慣れつつあり、ルールを重視する姿勢を示していることから、世界の中でルール執行の側面においても主要なプレーヤーになることが期待される。他方で、未だ国際ルールに照らして問題のある措置は残っており、国際貿易体制を支える主要国の一つとして一層責任ある行動が望まれる。